

令和 8 年 度

# 兵庫県公立高等学校入学者選抜要綱

兵庫県教育委員会



# 目 次

## I 兵庫県公立高等学校入学者選抜要綱

第1	入学者選抜の基本方針及び日程等	p 1
第2	システムによる出願手続	p 4
第3	調査書情報等	p 7
第4	選抜区分ごとの出願条件等	
1	志願者の取扱い	p 9
2	高等学校の入学者選抜業務	p 13
第5	特別の事情のある者の手続	
1	本県に居住している者で、特別の事情のある者の入学志願手続	p 15
2	県外から本県の公立高等学校全日制課程を志願する者等の手続	p 15
第6	本県から県外の公立高等学校を志願する者の手続	p 15
○	別表1 調査書情報（Iの第3関係）	p 16
	別表2 隣接区域（第4108項関係）	p 17
	別表3 県外からの入学志願の特例（第5201項関係）	p 17
○	そ の 他	
	〔付1-1〕 Iの第5の1による特別事情について〔県内〕	p 18
	〔付1-2〕 Iの第5の2による特別事情について〔県外〕	p 19

## Ⅱ 各入学者選抜実施要領

### 第1 推薦入学

- 1 専門教育を主とする学科等における推薦入学 ..... p 20
- 2 普通科単位制（全日制）における推薦入学 ..... p 24
- 3 総合学科における推薦入学 ..... p 27
- 4 帰国生徒にかかわる推薦入学 ..... p 31

### 第2 特色選抜 ..... p 32

### 第3 連携型入学者選抜 ..... p 35

### 第4 外国人生徒にかかわる特別枠選抜 ..... p 38

### 第5 多部制2月選抜 ..... p 42

### 第6 学力検査

- 1 志願者の取扱い ..... p 45
- 2 学力検査における単独選抜の実施 ..... p 49
- 3 学力検査における複数志願選抜の実施 ..... p 51

### 第7 多部制3月選抜A ..... p 56

### 第8 定時制課程再募集 ..... p 60

### 第9 通信制課程1次募集 ..... p 62

### 第10 通信制課程再募集 ..... p 63

### 第11 特別選抜 ..... p 64

### 第12 追検査 ..... p 66

〔参考1〕 評定換算表 ..... p 68

〔参考2〕 学年学習評定一覧表（様式1）の在籍者等の欄の記入例 ..... p 69

〔参考3〕 入学者選抜に関する問い合わせ先 ..... p 69

〔参考4〕 令和8年度兵庫県公立高等学校出願手続等に関する期限等の一覧表 ..... p 70

# I 兵庫県公立高等学校入学者選抜要綱

## 第1 入学者選抜の基本方針及び日程等

令和8年度に兵庫県公立高等学校（以下「高等学校」という）に入学する者の選抜は、この要綱の定めるところにより、厳正に実施する。

志願者は、出願等に関する手続（入学志願承認申請、入学願書の記入や訂正、入学考査料支払、志願変更、受検票取得、合否結果の確認等）を、インターネット出願システム（以下「システム」という）で行う。

### （対象となる高等学校）

1001 対象となる高等学校は、県立および市立高等学校とする。

### （出願資格）

1002 入学を志願することのできる者は、次のいずれかの事項に該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程等（以下「中学校」という）を令和8年3月に卒業又は修了（以下「卒業」という）する見込みの者
- (2) 中学校を卒業した者
- (3) 中学校卒業者と同等以上と認められる次のいずれかに該当する者
  - ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者（令和8年3月に修了する見込みの者を含む）
  - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者（令和8年3月に修了する見込みの者を含む）
  - ③ 文部科学大臣の指定した者
  - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
  - ⑤ その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

### （入学者選抜の方法）

1003 入学者選抜の方法については次のとおりとする。

- (1) 入学者選抜は、複数志願選抜又は単独選抜で実施する。
- (2) 単独選抜は、学科ごとに実施する。ただし、専門教育を主とする学科を設置する高等学校においては、複数の学科を一括して選抜することができる。この場合の実施校・学科については、別途定める。また、1つの学科を複数の部に分けて選抜する場合は、それぞれの部ごとに実施する。

### （出願手続）

1004 志願者は、複数志願選抜においては、第1志望校1校1学科に出願する。その際、第2志望校を付して出願できる。単独選抜においては、1校1学科に出願する。

なお、志願先の変更については、この要綱で定めるところによる。

### （学力検査による入学者選抜）

1005 学力検査による入学者選抜は、全日制普通科（中高一貫教育校を除く）及び総合学科については複数志願選抜で実施し、その他については単独選抜で実施する。その際、中学校長が承認した調査書の情報（以下「調査書情報」という）及び学力検査の成績等を資料として選抜を実施する。

### **(調査書情報及び学力検査の取扱い)**

1006 学力検査による入学者選抜においては、調査書情報の学習評定と学力検査の成績との比重が同等となるようにする。ただし、調査書情報の特別活動、部活動等の記録において顕著な内容がある場合には、その内容を各高等学校の特色に応じて評価して特別に取り扱うことができる。

### **(学力検査の内容)**

1007 学力検査は、「国語」、「社会」、「数学」、「理科」、「英語（聞き取りテストを含む。以下同じ）」の5教科で実施する。その際、中学校学習指導要領に示されている5教科の目標に則し、基本的事項について出題し、知識・技能及びこれらを活用する思考力、判断力等基礎的な学力についての検査とする。

### **(面接)**

1008 調査書情報と関連して、進路に対する意志の確認など志願者に対する理解を一層深める必要がある場合には、面接を実施し、その結果を選抜のための資料に追加することができる。

### **(定時制課程の再募集)**

1009 定時制課程については、合格者が募集定員に満たない場合には、所管教育委員会に届け出て、再募集を行うことができる。

### **(学力検査によらない入学者選抜)**

1010 各高等学校の特色に応じ、学力検査を実施しない入学者の選抜を行うことができる。その際、調査書情報、面接、要綱に基づいて実施する小論文（作文）等の結果を資料として選抜を実施する。

### **(推薦入学)**

1011 全日制課程のうち、要綱で定めた学校及び学科については、推薦入学による選抜を実施する。その際、中学校長が承認した推薦書情報、調査書情報、面接、要綱に基づいて実施する適性検査等の結果を資料として選抜を実施する。

なお、帰国生徒にかかわる推薦入学については、国際に関する学科において実施する。

### **(定時制課程における満20歳以上特列入学者選抜)**

1012 定時制課程の志願者のうち満20歳以上の希望する者については、面接及び作文による選抜を実施する。

### **(通信制課程における入学者選抜)**

1013 通信制課程の入学者の選抜は、調査書情報及び面接の結果を資料として実施する。

なお、合格者が募集定員に満たない場合には、県教育委員会に届け出て、再募集を行うことができる。

**(入学者選抜の検査日等)**

1014 第 1005 項の学力検査による入学者選抜区分は、学力検査、多部制 3 月選抜 A 及び定時制課程再募集とする。

1015 第 1010 項の学力検査によらない入学者選抜区分は、推薦入学、特色選抜、連携型入学者選抜、外国人生徒にかかわる特別枠選抜、多部制 2 月選抜、通信制課程 1 次募集及び通信制課程再募集とする。

1016 兵庫県公立高等学校入学者選抜の中学校長承認期限、検査日等は、下表のとおりとする。  
 なお、2 月選抜及び 3 月選抜のシステムの利用期間は、令和 7 年 12 月 15 日 (月) 16:00～令和 8 年 3 月 31 日 (火) 16:00 までとする (以下、年表示のない日付は令和 8 年を示す)。

選抜区分		中学校長承認期限	志願変更 中学校長承認期限	検査日	合否結果 発表日時
2 月 選 抜	1 推薦入学	2月5日(木) 12:00 まで	—	2月16日(月)  一部の学校は 2月17日(火) も実施	2月20日(金) 14:00
	2 特色選抜		—		
	3 連携型入学者選抜		—		
	4 外国人生徒にかかわる特別枠選抜		2月9日(月) 12:00 まで		
	5 多部制 2 月選抜		—		
3 月 選 抜	6 学力検査	2月27日(金) 12:00 まで	3月4日(水) 12:00 まで	3月12日(木)	3月19日(木) 10:00
	7 多部制 3 月選抜 A				
	8 定時制課程再募集 ※合格者が募集定員に 満たない場合	3月23日(月) 17:00 まで	3月24日(火) 17:00 まで	3月26日(木)	3月27日(金) 14:00
	9 通信制課程 1 次募集	2月27日(金) 12:00 まで	—	3月8日(日) 3月9日(月)	3月11日(水) 14:00
	10 通信制課程再募集 ※合格者が募集定員に 満たない場合	3月23日(月) 17:00 まで	—	3月25日(水)	3月27日(金) 14:00

※多部制 3 月選抜 B…転・編入学希望者を対象とした選抜。詳細は、学校が作成する募集要項により決定。

※多部制 8 月選抜 …中学校既卒者等又は転・編入学希望者を対象とした選抜。システムの利用期間は、令和 8 年 6 月下旬～令和 8 年 8 月下旬とする。詳細は、学校が作成する募集要項により決定。

## 第2 システムによる出願手続

### (法令等の遵守)

2001 すべてのシステム利用者は、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」等の法令等を遵守する。

### (システム利用者のアカウント登録)

2002 すべてのシステム利用者は、アカウント(ユーザーID、メールアドレス等)を登録する。

### (中学校長及び高等学校長のアカウント登録)

2003 県教育委員会事務局高校教育課は、中学校長及び高等学校長のアカウントを登録する。

### (教職員のアカウント登録)

2004 中学校長は、管理者及び担任等のアカウントを登録し、利用権限を与える。

2005 高等学校長は、管理者及び入試担当者等のアカウントを登録し、利用権限を与える。

### (志願者が行う手続)

2006 志願者が行う手続は、次のとおりとする。

- (1) 志願者は、ログイン画面の新規ユーザー登録により、自身のアカウントを1つ登録し、マイページを作成する。システムに登録する内容は、次のとおりとする。
  - ① 中学校名
  - ② クラス
  - ③ 出席番号
  - ④ 卒業年月日
  - ⑤ 卒業区分
  - ⑥ 名前
  - ⑦ フリガナ
  - ⑧ 外字の有無
  - ⑨ 生年月日
  - ⑩ 住所
  - ⑪ 転居予定
  - ⑫ 電話番号
  - ⑬ 志願者ID
  - ⑭ パスワード
  - ⑮ 保護者情報
- (2) 志願者は、出願情報をシステムに登録する。一度に登録できる学校・学科は1校1学科に限る。ただし、複数志願選抜においては、第1志望校以外に第2志望校を、外国人生徒にかかわる特別枠選抜においては、第1志望校以外に複数の志望校を登録できる。
- (3) 志願者は、志願変更する場合、システムで志願変更手続を行う。
- (4) 志願者は、中学校長による出願の承認手続が進められるよう、第2007項に定める入学考査料を支払う。
- (5) 志願者は、受検票が印刷可能になれば、A4コピー用紙(普通紙)に印刷して検査当日に持参する。
- (6) 志願者は、マイページで可否結果を確認する。
- (7) 県外及び海外等からの志願者は、中学校長を経て県教育委員会事務局学事課に問い合わせた上で、アカウントを登録し、要綱で定める期限までに、システムで志願先高等学校長の入学志願承認を得なければならない。
- (8) 過年度卒業者で全日制課程の学科を志願する場合は、住民票記載事項証明書(様式6)を、中学校長を経てシステムに添付する。

### (入学考査料)

2007 入学考査料は、下表に従って決済方法を選択して支払う。

なお、支払われた入学考査料は、還付しない。

設置区分	課程	金額	決済方法
県立高等学校	全日制	2,200円	・クレジットカード ・コンビニエンスストア ・Pay-easy (ペイジー)
	定時制 (多部制を含む)	950円	
	通信制		
市立高等学校	全日制	2,200円	
	定時制	尼崎市立は950円 神戸市立は300円	

### (中学校が行う手続)

2008 中学校が行う手続は、次のとおりとする。

- (1) 中学校長は、自校のポータルサイトを開設する。
- (2) 中学校は、志願者の出願情報や入学考査料支払等に不備がないことを確認する。  
なお、志願者の出願情報や入学考査料支払等に不備がある場合は、当該志願者へ差戻しを行う。
- (3) 中学校は、システムから出力される CSV ファイルに必要な調査書情報等を入力し、システムに登録する。調査書情報の作成は、I の第3による。
- (4) 中学校は、必要に応じて推薦書情報 (適性、興味・関心及び人物所見等の推薦理由) をシステムに登録する。
- (5) 中学校は、その他、高等学校が必要とする書類等をシステムに添付する。
- (6) 中学校長は、中学校長承認期限までに、出願に必要なすべての情報の承認を行う。出願を承認した高等学校・学科を変更することはできない。ただし、志願変更が認められる場合は、志願者の志願変更申請を、志願変更中学校長承認期限までに承認する。

### (高等学校が行う手続)

2009 高等学校が行う手続は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校長は、自校のポータルサイトを開設する。
- (2) 高等学校長は、中学校長が承認した情報等 (以下「中学校出願承認情報」という) 及び入学考査料支払等に不備がないことを確認し、出願を受け付ける。  
なお、中学校出願承認情報に不備がある場合は、当該中学校長へ差戻しを行う。
- (3) 高等学校長は、中学校出願承認情報を承認する。
- (4) 高等学校長は、受検番号を採番し、受検票の印刷を許可する。
- (5) 高等学校長は、合否結果をシステムに登録し、発表する。

### (志願変更に関する手続)

2010 3月選抜の学力検査及び多部制3月選抜Aの志願変更については、次のとおりとする。

(1) 全日制課程又は定時制課程(多部制を含む)の志願者は、第1016項に定める志願変更中学校長承認期限までに、次のいずれか1回に限り、志願校、志願課程及び志願学科を変更することができる。

ア 単独選抜から単独選抜(多部制を含む)への志願変更。

イ 複数志願選抜から単独選抜(多部制を含む)への志願変更。

ウ 出願した志願校内の単独選抜実施学科から複数志願選抜実施学科への志願変更。その場合、第2志望校を志願することはできない。

エ 複数志願選抜実施校間の第2志望校の志願変更。

オ 出願した志願校内の他の部への志願変更。

(2) 志願変更の手続は、次のとおりとする。

ア 志願変更する者は、システムで志願変更手続を行う。

イ 中学校長は、志願変更中学校長承認期限までに、志願変更の承認を行う。

ウ 志願変更前の高等学校が承認した後に、志願変更先の高等学校による承認を行う。

エ 志願変更の場合の入学考査料については、第2007項による。

県立高等学校における同一課程間の志願変更の場合及び全日制課程から定時制課程(多部制を含む)に志願変更する場合は、改めて入学考査料を要しない。定時制課程(多部制を含む)から全日制課程に志願変更する場合は、入学考査料の差額を支払う。

県立高等学校から市立高等学校に志願変更する場合及び市立高等学校から県立高等学校に志願変更する場合は、改めて入学考査料を支払う。ただし、先に支払った入学考査料は還付しない。市立高等学校間の志願変更の場合の入学考査料は、所管教育委員会の定めるところによる。

2011 外国人生徒にかかわる特別枠選抜の志願変更については第10008項に、定時制課程再募集の志願変更については第14006項による。

### (出願に関する留意事項)

2012 志願者は、中学校長承認期限を過ぎると出願できない。また、志願者は、中学校出願承認情報等の変更はできない。

2013 中学校長がシステムに添付する書類等のファイル形式は、jpg、jpeg、png、xlsx、docx、pdfのいずれかとする。

2014 名前等については、システムに表示できる文字を使用し、システムに表示できない場合、中学校長は、表記に関する申告書(様式8)を作成し、システムに添付する。また、外国人の場合、住民基本台帳の記載をシステムに登録する。

### 第3 調査書情報等

#### (調査書情報作成委員会の設置)

- 3001 中学校には、調査書情報作成委員会を設ける。
- 3002 調査書情報作成委員会は、中学校ごとに、校長、教頭、第3学年の学年主任及び学級担任その他必要な教員をもって組織する。
- 3003 調査書情報作成委員会は、志願者の調査書情報（別表1の調査書情報参照）、学年学習評定一覧表（様式1）及び出欠の記録を作成する。

#### (調査書情報等の作成)

- 3004 調査書情報等は、「小学校、中学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（令和元年7月2日付け教義第1273号、教特第1153号教育長通知）等に従って作成された生徒指導要録等に基づいて作成する。
- なお、特別支援学級において、生徒指導要録を特別支援学校の中学部生徒指導要録に準じて作成している場合には、それに基づいて作成する。ただし、第3学年の学習の記録の評定については、第3006項(2)による。

#### (調査書情報等の登録)

- 3005 中学校は、作成した調査書情報、学年学習評定一覧表の情報及び出欠の記録をシステムに登録する。
- 3006 各教科の学習の記録については、次のとおりとする。
- (1) 第1、第2学年の評定は、生徒指導要録に基づき、5～1の5段階とする。
  - (2) 第3学年の評定は、令和8年1月以降において、第1、第2学期の成績を十分参考にして行う。この場合、生徒全員について、教科ごとに、5段階とする。
  - (3) 登校する意志があるにもかかわらず、やむを得ない事由により中学校における第3学年の出席日数が40日未満の者についても、上記(2)に基づいて評定を行うことを原則とする。ただし、資料が整わないために上記(2)に基づく評定が困難な場合は、当該生徒の各教科に対する関心・意欲や知識・理解の程度等を勘案して評価の高いものをaとし、以下順にb、c、d、eの記号を用いて5段階の評定を行い、その評定を朱書する。  
この場合、中学校長からの副申書（様式2）及び自己申告書（様式3）をシステムに添付する。
  - (4) 過年度卒業者については、生徒指導要録に記載した記録に基づいて作成する。「参考事項」の欄に「○年度卒」と朱書する。
  - (5) 県外の中学校から出願する者の第3学年の評定は、その所在する都道府県の公立高等学校入学者選抜要綱に基づいて行った評定を朱書し、「参考事項」の欄にその旨を朱書する。
  - (6) 第3学期に転入したため、その中学校での5段階評定ができない場合は、前の中学校の第2学期末の評定を朱書し、「参考事項」の欄にその旨を朱書する。  
また、第3学期になってからの海外からの帰国や施設からの編入学のため、その中学校での5段階評定ができない場合にも、同様に入力する。
  - (7) 「総合的な学習の時間」における学習の活動及びその成果について顕著なものがあれば、「参考事項」の欄に簡潔に入力する。
  - (8) 「参考事項」の欄には、上記(3)～(7)に関するもののほか、次の事項等で該当するものについて入力する。

ア 中学校生徒指導要録の「各教科の学習の記録」に照らして、「観点別学習状況」の評価等における顕著な事項

イ 成績の変動の特に著しい者についての特記事項

ウ 特に優れている教科についての特記事項

3007 出欠の記録については、次のとおりとする。

(1) 第3学年の出欠の記録は、1月16日（金）までのものとする。

(2) 出欠の記録は、調査書情報とはしない。

3008 特別活動の記録等については、次のとおりとする。

(1) 生徒会・学級会の委員経験、学級活動・生徒会活動・学校行事等特別活動、部活動、学校外における活動の成果、ボランティア活動等のうち顕著なものがあれば入力する。

(2) 第4104項(3)の事項に関して、中学校が「特別活動、部活動等に関する特別取扱い」を希望する場合は、システムに登録する。また、その活動の記録、成績及び意欲等について具体的に朱書する。

(3) その他、調査書情報の各項目に関して特に参考となることがあれば入力する。

**(調査書情報の登録期限)**

3009 中学校の調査書情報の登録期限は、下表のとおりとする。

	選抜区分		調査書情報の登録期限
2月選抜	1	推薦入学	2月5日（木）12:00まで
	2	特色選抜	
	3	連携型入学者選抜	
	4	外国人生徒にかかわる特別枠選抜	
	5	多部制2月選抜	
3月選抜	6	学力検査	2月27日（金）12:00まで ※特別出願により出願する場合、 3月4日（水）17:00まで
	7	多部制3月選抜A	
	8	定時制課程再募集	3月23日（月）17:00まで
	9	通信制課程1次募集	2月27日（金）12:00まで
	10	通信制課程再募集	3月23日（月）17:00まで

**(学年学習評定一覧表の情報の登録期限)**

3010 学年学習評定一覧表の情報の登録期限は、3月4日（水）17:00までとする。

## 第4 選抜区分ごとの出願条件等

### 1 志願者の取扱い

#### (募集定員等)

4101 募集定員は、県教育委員会が別途定める公立高等学校生徒募集定員一覧表による。

4102 各選抜区分における定員等は、下表のとおりとする。

		選抜区分	定員等
2月選抜	1	推薦入学	(1) 第4110項表1の学科は、募集定員の50%以内 (2) 第4110項表2及び表3の学科は、募集定員の全部 (3) 第4111項に示す単位制による課程(全日制普通科)を設置する学校は、募集定員の50%以内 (4) 第4112項に示す総合学科を設置する学校は、募集定員の50%以内
	2	特色選抜	(1) 募集定員の20%以内(最大は40人) (2) 県立村岡高等学校及び県立生野高等学校は、募集定員の50%以内
	3	連携型入学者選抜	募集定員の75%(連携型中学校を対象)
	4	外国人生徒にかかわる特別枠選抜	各実施高等学校につき、募集定員とは別に3名
	5	多部制2月選抜	(1) 1部及び2部は募集定員の60% (2) 3部は募集定員の70%
3月選抜	6	学力検査	各高等学校の募集定員から、2月選抜による合格者数を減じた人数
	7	多部制3月選抜A	(1) 1部及び2部は募集定員の20% (2) 3部は募集定員の10% ※2月選抜による合格者が定員に満たない場合は、その不足数を加える
	8	定時制課程再募集	各高等学校の募集定員から、学力検査の合格者数を減じた人数
	9	通信制課程1次募集	公立高等学校生徒募集定員一覧表で定める人数
	10	通信制課程再募集	各高等学校の募集定員から、通信制課程1次募集の合格者数を減じた人数

**(募集要項)**

4103 高等学校長は、募集要項を作成し、その1部を令和7年11月7日(金)までに県教育委員会事務局高校教育課長(以下「高校教育課長」という)に提出する。

4104 高等学校長は、その募集要項に、次の事項を明示しなければならない。

- (1) 学科別募集定員(複数の学科の募集定員を一括して選抜する場合は、その内容を含む)
- (2) スクール・ポリシー
- (3) 調査書情報の特別活動、部活動等における顕著な内容を評価して特別に取り扱う場合の内容(「特別活動、部活動等に関する特別取扱い」を実施する高等学校のみ)
- (4) 学力検査の各教科別得点の簡易開示の実施方法等
- (5) その他必要な事項

4105 高等学校が前項(3)の事項を募集要項に明示する場合は、その内容が当該高等学校の特色づくりに合致するものであり、かつ、当該生徒が入学後、その特性を更に伸長させることのできる教育計画が準備されているものとする。

なお、高等学校長は、その内容について事前に所管教育委員会と協議しなければならない。

(通学区域)

4106 2月選抜、3月選抜ともに全日制課程の通学区域（以下「学区」という）は、高等学校の各設置者の教育委員会が定めた通学区域に関する規則（以下「通学区域に関する規則」という）による。

4107 全日制課程の志願者については、志願先高等学校の通学区域内に保護者（本人に対して親権を行う者をいい、親権を行う者がいないときは、本人の後見人をいう。以下同じ）とともに居住している者に限る。ただし、県外からの転居又は他の通学区域への転居が確定している者、県外の中学校卒業見込みの者及び卒業生等、特別の事情がある場合は、Iの第5による。

4108 各選抜区分における居住地等の要件は、下表のとおりとする。

		選抜区分	居住地等の要件
2 月 選 抜	1	推薦入学	(1) 第4110項表1及び表2の各学科の志願者は県下全域 (2) 第4110項表3の各学科の志願者は当該高等学校の学区 (3) 第4111項に示す単位制による課程（全日制普通科）を設置する学校の志願者は県下全域 (4) 第4112項に示す総合学科を設置する学校の志願者は県下全域
	2	特色選抜	当該高等学校の学区 ただし、県立生野高等学校は県下全域 県立村岡高等学校は全国
	3	連携型入学者選抜	当該連携型中学校
	4	外国人生徒にかかわる特別枠選抜	県下全域
	5	多部制2月選抜	通学区域は定められていない
3 月 選 抜	6	学力検査	全日制課程 (1) 単独選抜は、県下全域 (2) 複数志願選抜は、各学区 ただし、隣接区域への出願が認められている市区町に居住する者が出願する際、第2志望校は、居住地のある学区又は隣接区域（複数の隣接区域がある場合は、いずれか一区域）のうち、第1志望校と同じ学区又は隣接区域から選ばなければならない（別表2の隣接区域参照） 定時制課程 通学区域は定められていない
	7	多部制3月選抜A	通学区域は定められていない
	8	定時制課程再募集	
	9	通信制課程1次募集	(1) 本県の区域内に住所を有する者又はその勤務地が本県の区域内にある者
	10	通信制課程再募集	(2) 本県の区域内に居住を予定している者又はその勤務地を本県の区域内に予定している者

4109 通学区域に関する規則に違反した場合は、高等学校長はその生徒の入学を取り消すものとする。また、高等学校入学後、一家転住等で他の学区へ移った場合は、転居先の学区内にある高等学校へ転校の手続きを取らせなければならない。

4110 推薦入学は、全日制課程の次の学科について実施し、その選抜は学科ごとにそれぞれ行う。

(表1)

- |                                   |
|-----------------------------------|
| (1) 農業に関する各学科                     |
| (2) 工業に関する各学科 (電子機械科を除く)          |
| (3) 商業に関する各学科 (情報科学科、情報科及び会計科を除く) |
| (4) 水産に関する学科                      |
| (5) 家庭に関する各学科                     |

(表2)

- |                                |               |
|--------------------------------|---------------|
| (6) 工業に関する学科 (電子機械科)           |               |
| (7) 商業に関する各学科 (情報科学科、情報科及び会計科) |               |
| (8) 看護に関する学科                   | (9) 福祉に関する各学科 |
| (10) 理数に関する各学科                 | (11) 体育に関する学科 |
| (12) 音楽に関する学科                  | (13) 美術に関する学科 |
| (14) 国際に関する各学科                 | (15) 演劇に関する学科 |
| (16) 環境防災に関する学科                |               |

(表3)

- |                 |                 |                  |
|-----------------|-----------------|------------------|
| (17) 学際領域に関する学科 | (18) 地域社会に関する学科 | (19) STEAMに関する学科 |
|-----------------|-----------------|------------------|

4111 単位制による課程 (全日制普通科) を設置し、推薦入学を実施する高等学校は、次のとおりとする。

- |                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| (1) 県立北須磨高等学校       | (2) 県立芦屋高等学校    |
| (3) 神戸市立六甲アイランド高等学校 | (4) 県立尼崎稲園高等学校  |
| (5) 県立西宮高等学校        | (6) 県立三田祥雲館高等学校 |
| (7) 県立加古川北高等学校      | (8) 県立姫路東高等学校   |
| (9) 姫路市立高等学校 (仮称)   |                 |

4112 総合学科を設置し、推薦入学を実施する高等学校は、次のとおりとする。

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| (1) 県立北神戸総合高等学校 | (2) 県立須磨友が丘高等学校  |
| (3) 県立淡路高等学校    | (4) 神戸市立須磨翔風高等学校 |
| (5) 県立武庫荘総合高等学校 | (6) 県立伊丹北高等学校    |
| (7) 県立西宮今津高等学校  | (8) 県立有馬高等学校     |
| (9) 県立明石南高等学校   | (10) 県立加古川南高等学校  |
| (11) 県立三木総合高等学校 | (12) 県立太子高等学校    |
| (13) 県立香寺高等学校   | (14) 県立豊岡総合高等学校  |
| (15) 県立和田山高等学校  |                  |

## 2 高等学校の入学者選抜業務

### (入学者選抜実施本部の設置)

- 4201 各高等学校は、入学者選抜実施本部を設け、責任体制を明確にする。入学者選抜の実施に関する業務を総括する本部長は、高等学校長とする。
- 4202 各高等学校の入学者選抜実施本部には、合否判定委員会を設ける。
- 4203 各高等学校における合否判定委員会は、その高等学校長が委員長、教頭が副委員長となり、その高等学校の教職員の中から校長が任命した委員をもって組織する。
- 4204 合否判定委員会には、次の(1)～(7)のグループを、必要に応じて設ける。
- (1) 合否判定資料作成グループ
  - (2) 学力検査成績審査グループ
  - (3) 書類等審査グループ
  - (4) 小論文(作文)審査グループ(又は作文審査グループ)
  - (5) 適性検査審査グループ
  - (6) 実技検査審査グループ
  - (7) 面接グループ(面接を実施する高等学校のみ)
- 4205 第 4204 項の(1)～(7)の各作業グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

### (合否の判定)

- 4206 各作業グループは、各入学者選抜の実施要領で定める判定資料(A)、(B)、(C)を作成する。
- なお、資料作成にコンピュータを活用する場合には、データの点検を十分行うとともに、コンピュータ及びデータ等の管理・保管に十分留意する。
- 4207 高等学校の合否判定委員会は、当該高等学校・学科等のスクール・ポリシー等に即して、判定資料(A)、(B)、(C)及び面接結果(実施した高等学校のみ)等の一部又は全部を総合して合否の判定を行う。

### (学力検査による成績審査)

- 4208 第 4204 項の(2)の学力検査による入学者選抜の学力検査成績審査グループの任務は、次のとおりとする。
- (1) 判定資料(C)を作成する。
- なお、採点・点検については、別途指示する。
- (2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

### (書類等及び適性検査等の審査)

- 4209 第 4204 項の(3)～(6)の各グループの任務は、次のとおりとする。
- (1) 審査の厳正公平を期するため、志願者ごとに、中学校出願承認情報を3名以上で審査し、その結果に基づいて判定資料(A)を作成する。この場合、その高等学校のスクール・ポリシー等に即して、提出された書類等の記載事項を厳正に審査する。また、適性検査等の結果に基づいて判定資料(B)を作成する。
  - (2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

### (面接の審査)

- 4210 第 4204 項の(7)の面接グループの任務は、次のとおりとする。
- (1) 審査の厳正公平を期するため、2名以上で面接を実施し、その結果に基づいて判定資

料を作成する。

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

**(合格者の決定)**

4211 高等学校長は、合否判定委員会の判定に基づいて合格者を決定し、システムに登録する。

**(合否結果の発表等)**

4212 合否結果の発表日時は、第 1016 項による。なお、合否の結果を発表以前に外部に連絡することは一切しない。

4213 高等学校長は、2月選抜についての調査の結果を2月27日(金)までに、学力検査についての調査の結果を3月24日(火)までに、別途指示する様式により、高校教育課長に報告する。

**(特別措置)**

4214 中学校長は、受検において特別措置が必要と判断される生徒がいる場合は、事前に志願先高等学校長と十分に連絡・協議を行う。

4215 高等学校長は、中学校長から受検における特別措置について連絡・協議があった場合は、別途指示するところにより、高校教育課長と協議する。ただし、市立高等学校長にあつては、所管教育委員会を通じて協議する。その措置については、別途指示する。

**(県教育委員会教育事務所長の任務)**

4216 教育事務所長は、Iの第6にかかわる本県教育長の証明等に関する事務を取り扱う。

4217 教育事務所長は、管内の各中学校長から提出された学年学習評定一覧表を高校教育課から受け取る。

なお、神戸市教育長の上記書類等に対する取扱いも、これに準じる。

## 第5 特別の事情のある者の手続

### 1 本県に居住している者で、特別の事情のある者の入学志願手続

- 5101 県内の中学校卒業見込みの者及び卒業生で、本県公立高等学校全日制課程の志願者のうち、他の通学区域への転居が確定している者等、特別の事情のある者は、入学志願承認申請手続をシステムで行い、志願先高等学校長の承認を得なければならない。
- 5102 特別事情の内容、添付書類等については、〔付1-1〕による。
- 5103 この件に関する事務手続は、2月25日（水）12:00までにシステムで行う。ただし、2月選抜志願者の場合は、1月30日（金）17:00までとする。
- 5104 2月選抜において入学志願承認を受けた者のうち、3月選抜を受検する者は、再度、入学志願承認申請手続をシステムで行う。その事務手続は、2月20日（金）14:00から2月25日（水）12:00までに行う。

### 2 県外から本県の公立高等学校全日制課程を志願する者等の手続

- 5201 県外の中学校卒業見込みの者及び卒業生等で、本県公立高等学校全日制課程の志願者は、入学志願承認申請手続をシステムで行い、志願先高等学校長の承認を得なければならない（別表3の県外からの入学志願の特例による者、通学区域を定めない高等学校の特色選抜及び外国人生徒にかかわる特別枠選抜を除く）。
- 5202 特別事情の内容、添付書類等については、〔付1-2〕による。
- 5203 この件に関する事務手続は、2月25日（水）12:00までにシステムで行う。ただし、2月選抜志願者の場合は、1月30日（金）17:00までとする。
- 5204 第5203項の事務手続期間終了後に、保護者の転勤等、正当な理由により、県外から本県公立高等学校全日制課程への入学を志願する者（特別出願）は、特別出願許可申請手続をシステムで行い、本県教育長の許可を受けなければならない。
- 5205 前項に関する事務手続は、2月25日（水）12:00から3月4日（水）12:00までに行うこととし、学事課長が内容を審査し、適正と認められたときは、申請者へ特別出願許可を交付する。
- 5206 第12113項に定める特別出願により出願する場合、出願情報等の中学校長承認期限は、3月4日（水）17:00とする。

## 第6 本県から県外の公立高等学校を志願する者の手続

- 6001 本県から県外の公立高等学校に入学を志願する者は、志願先高等学校の所在する都道府県教育委員会の定めるところにより手続を行う。
- 6002 前項の手続により本県教育長の証明等を必要とする書類等がある場合は、その書類等を、各中学校が所在する地域の県教育委員会教育事務所に提出しなければならない。ただし、神戸市内に所在する各中学校の場合は、本県教育委員会事務局学事課長に提出しなければならない。

## 別表1 調査書情報（Iの第3関係）

- 中学校は、下表に示している調査書の情報をシステムに登録し、調査書情報とする。

1	課程・学科	全日制・定時制・通信制、学科名
2	志願者名	志願者名、ふりがな、性別、生年月日
3	学歴	入学年月日、入学中学校、 卒業（卒業見込み）年月日、卒業（卒業見込み）中学校
4	各教科の学習の記録	第3006項(1)(2)(3)による
5	参考事項	第3006項(4)(5)(6)(7)(8)による
6	特別活動の記録等	第3008項による

## 別表2 隣接区域（第4108項関係）

- 下表に掲げる市区町に居住する者は、隣接区域にある高等学校に出願することができる。

居住市区町	隣接区域	高等学校名
神戸市北区	西宮市	鳴尾、西宮苦楽園、西宮南、西宮、西宮今津、市立西宮、市立西宮東
	三田市	北摂三田、三田西陵、三田祥雲館、有馬
	三木市	三木、三木総合
神戸市西区	明石市	明石、明石北、明石城西、明石清水、明石西、明石南
	三木市	三木、三木総合
西宮市	神戸市北区	神戸鈴蘭台、北神戸総合
三田市	神戸市北区	神戸鈴蘭台、北神戸総合
	三木市	三木、三木総合
明石市	神戸市西区	神戸学園都市、神戸高塚
	淡路市	津名、淡路
淡路市	明石市	明石、明石北、明石城西、明石清水、明石西、明石南
三木市	神戸市北区	神戸鈴蘭台、北神戸総合
	神戸市西区	神戸学園都市、神戸高塚
	三田市	北摂三田、三田西陵、三田祥雲館、有馬
高砂市	姫路市	姫路別所、姫路西、姫路飾西、姫路海稜、姫路東、香寺、姫路市立（仮称）
姫路市	高砂市	高砂、高砂南、松陽
神河町	朝来市	生野、和田山
朝来市	神河町	神崎

## 別表3 県外からの入学志願の特例（第5201項関係）

- 下表に掲げる対象地域に保護者とともに居住している者は、同表に掲げる高等学校に出願することができる。ただし、複数志願選抜を実施する学科を志願した場合は、第1志望のみ志願可能とする。

対象地域	高等学校名
岡山県美作市のうち平成17年3月31日合併前の英田郡大原町及び東粟倉村	佐用
岡山県英田郡西粟倉村	

〔付1-1〕 Iの第5の1による特別事情について〔県内〕

特別事情の内容				必要書類等						
				A	B	C	D	E	F	
1	保護者と共に転居し、転居先の学区の高等学校を受検する場合	(1)	家屋を新築又は購入し転居		○					
		(2)	借家・社宅等へ転居			○				
		(3)	親族等の家に同居	○			○			
		(4)	空家（持家）への転居					○		
2	保護者と別居しており、転居により同居し、保護者が居住する学区の高等学校を受検する場合	(1)	保護者の居住地に転居	○						
		(2)	新たに居住地を定め転居	ア	家屋を新築又は購入する場合		○			
				イ	借家・社宅等			○		
				ウ	親族等の家に同居	○			○	
3	家庭事情等のため、本人の親族のもとに居住し通学している者が、その学区の高等学校を受検する場合							○		
4	養子縁組をしているが、実父母等のもとに居住し通学している者で、養父母先の学区の高等学校を受検する場合		中学校長が家庭事情等を説明する副申書							
5	上記に当てはまらない場合		志願しようとする高等学校に事前に連絡							

<承認申請に必要な添付書類等一覧>

- A・・・ 転居先住所の表示がある公共料金（ガス、水道）等の領収書（写）、または通知書（写）  
（3か月以内のもの）  
ただし、領収書等に住所が記載されていない場合、親族等又は保護者の住民票記載事項証明書  
を併せて提出（令和7年12月1日以降に、市（町）長の証明を受けたもの）（様式6）
- B・・・ 転居先及び4月7日までに転居できることを証明する書類等（建築検査済証（写）、入居決定通知書（写）、売買契約書（写）、家屋の登記事項証明書のうちいずれか）  
ただし、住宅建築事情等によりやむを得ない場合は、8月31日までとする。  
※名前、転居先住所、入居予定日がわかる書類等であれば、代用可
- C・・・ 転居先及び4月7日までに転居できることを証明する書類等（家屋賃貸証明書、使用賃借証明書、家屋賃貸契約書（写）、入居決定通知書（写）のうちいずれか）
- D・・・ 親族等の同居承諾書
- E・・・ 固定資産税納付書（写）又は家屋の登記事項証明書  
なお、持家を他人に賃貸中の場合は、4月6日までに退居する旨の賃借者の承諾書
- F・・・ 養育依頼書及び承諾書  
ただし、親権者からの依頼が難しい場合は、中学校長が家庭事情等を説明する副申書

〔付1-2〕 Iの第5の2による特別事情について〔県外〕

特別事情の内容			必要書類等							
			A	B	C	D	E	F	G	
1	保護者と共に転居し、転居先の県内の高等学校を受検する場合	(1) 家屋を新築又は購入し転居	○		○					
		(2) 借家・社宅等へ転居	○			○				
		(3) 親族等の家に同居	○	○			○			
		(4) 空家（持家）への転居	○						○	
2	保護者と別居しており、転居により保護者が居住する県内の高等学校を受検する場合	(1) 保護者の居住地に転居	○	○						
		(2) 新たに居住地を定め転居	ア 家屋を新築又は購入する場合	○		○				
			イ 借家・社宅等	○			○			
			ウ 親族等の家に同居	○	○			○		
3	外国に居住しているが、帰国により県内の高等学校を受検する場合	(1) 保護者と共に帰国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記1に同じ（ただし、住民票記載事項証明書は除く）</li> <li>・本人及び保護者の在留先・在留期間を証明する書類等（海外在留証明書、会社が発行する辞令等）</li> </ul>							
		(2) 本人のみの帰国								○
4	県内に保護者と共に居住し県外の中学校へ通学している者及び中学校卒業程度認定試験合格者が県内の高等学校を受検する場合		○							
5	養子縁組をしているが、県外の実父母等のもとに居住し通学している者で、養父母先の県内の高等学校を受検する場合		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人・養父母の住民票記載事項証明書（様式6）</li> <li>・中学校長が家庭事情等を説明する副申書</li> </ul>							
6	上記に当てはまらない場合		志願しようとする高等学校に事前に連絡							

<承認申請に必要な添付書類等一覧>

- A・・・ 本人及び保護者の現住所の住民票記載事項証明書（様式6）  
（令和7年12月1日以降に、市（町）長の証明を受けたもの）
- B・・・ 転居先住所の表示がある公共料金（ガス、水道）等の領収書（写）、または通知書（写）  
（3か月以内のもの）  
ただし、領収書等に住所が記載されていない場合、親族等又は保護者の住民票記載事項証明書を併せて提出（令和7年12月1日以降に、市（町）長の証明を受けたもの）（様式6）
- C・・・ 転居先及び4月7日までに転居できることを証明する書類等（建築検査済証（写）、入居決定通知書（写）、売買契約書（写）、家屋の登記事項証明書のうちいずれか）  
※名前、転居先住所、入居予定日がわかる書類等であれば、代用可
- D・・・ 転居先及び4月7日までに転居できることを証明する書類等（家屋賃貸証明書、使用賃借証明書、家屋賃貸契約書（写）、入居決定通知書（写）のうちいずれか）
- E・・・ 親族等の同居承諾書
- F・・・ 固定資産税納付書（写）又は家屋の登記事項証明書  
なお、持家を他人に賃貸中の場合は、4月6日までに退居する旨の賃借者の承諾書
- G・・・ a 在留先・在留期間を証明する書類等（海外在留証明書 等）  
b 身元引受依頼書及び承諾書  
c 身元引受人の住民票記載事項証明書（様式6）

## II 各入学者選抜実施要領

### 第1 推薦入学

#### 1 専門教育を主とする学科等における推薦入学

##### (実施学科・定員等)

7101 推薦入学は、全日制課程の次の学科について実施し、その選抜は学科ごとにそれぞれ行う。

(表1)

- |   |
|---|
| (1) 農業に関する各学科<br>(2) 工業に関する各学科（電子機械科を除く）<br>(3) 商業に関する各学科（情報科学科、情報科及び会計科を除く）<br>(4) 水産に関する学科<br>(5) 家庭に関する各学科 |
|---|

(表2)

- |  |
|--|
| (6) 工業に関する学科（電子機械科）<br>(7) 商業に関する各学科（情報科学科、情報科及び会計科）<br>(8) 看護に関する学科<br>(9) 福祉に関する各学科<br>(10) 理数に関する各学科<br>(11) 体育に関する学科<br>(12) 音楽に関する学科<br>(13) 美術に関する学科<br>(14) 国際に関する各学科<br>(15) 演劇に関する学科<br>(16) 環境防災に関する学科 |
|--|

(表3)

- |  |
|--|
| (17) 学際領域に関する学科<br>(18) 地域社会に関する学科<br>(19) STEAMに関する学科 |
|--|

7102 推薦入学の定員は、前項表1の各学科については募集定員の50%以内、同項表2及び表3の各学科については募集定員の全部とする。ただし、同項表1の各学科においては、学校や学科の実態に応じて30%以内とすることができることとし、その実施校・学科については別途指示する。

7103 国際に関する各学科の志願者のうち、帰国生徒にかかわる推薦入学はIIの第1の4による。

##### (出願資格・推薦基準)

7104 専門教育を主とする学科等における推薦入学を志願することのできる者は、次の条件を満たし、中学校長が推薦する者とする。

- (1) 令和8年3月に中学校を卒業する見込みの者並びに学校教育法第57条及び同施行規

則第 95 条に規定する者。

- (2) 志願先高等学校の通学区域内に保護者とともに居住している者。ただし、県外からの転居又は他の通学区域への転居が確定している者、県外の中学校卒業見込みの者及び卒業業者等、特別の事情がある場合は、I の第 5 による。
- (3) 第 7101 項に定める学科を第 1 志望とする者。
- (4) 当該学科を志願する動機・理由が明白かつ適切であること。
- (5) 当該学科に対する適性及び興味・関心を有すること。

#### **(通学区域)**

7105 第 7101 項表 1 及び表 2 の各学科を志願する者の通学区域は、県下全域とし、表 3 の各学科を志願する者の通学区域は、当該高等学校が所在する学区とする。

#### **(推薦委員会の設置)**

7106 推薦の厳正公平を期するため、中学校に推薦委員会を設ける。

7107 推薦委員会は、校長、教頭、第 3 学年の学年主任及び学級担任その他必要な教員をもって組織する。

7108 推薦委員会は、推薦入学の志願者に関する事項を取り扱う。

#### **(出願手続等)**

7109 志願者は、第 1016 項に定める中学校長承認期限までに、出願情報を登録する。中学校は、次の書類等をシステムに登録・添付する。

- (1) 調査書情報
- (2) 中学校長の推薦書情報
- (3) 住民票記載事項証明書(様式 6) (過年度卒業業者のみ必要)
- (4) 第 7104 項の保護者が後見人の場合は、中学校長が確認した旨の副申書(様式自由)
- (5) その他志願先高等学校長が必要とする書類等

7110 中学校長は、中学校長承認期限までに、出願に必要なすべての情報の承認を行う。

7111 志願者の調査書情報の作成は、I の第 3 による。ただし、この場合、第 3006 項(3)に基づく「a、b、c、d、e 評定」を行うことはできない。

#### **(入学考査料)**

7112 入学考査料については、第 2007 項による。

#### **(面接・適性検査等)**

7113 第 7101 項表 1 の各学科の志願者に対しては、それぞれの志願先高等学校において面接及び小論文(作文)を実施する。

7114 第 7101 項表 2(6)～(9)の各学科の志願者に対しては、それぞれの志願先高等学校において面接を実施する。また、必要に応じて適性検査及び小論文(作文)を実施することができる。

7115 第 7101 項表 2(10)～(16)及び表 3 の各学科の志願者に対しては、それぞれの志願先高等学校において面接を実施する。また、必要に応じて適性検査、実技検査及び小論文(作文)を実施することができる。

7116 面接及び小論文(作文)は、当該学科を志願する動機・理由、将来の進路の確認等、当該学科のスクール・ポリシー等に即して実施する。

なお、面接に先立って面接調査票を記入させる場合は、様式 5 に準じて各高等学校が作成する。

7117 適性検査及び実技検査は、当該学科に対する志願者の適性と将来学習する上での能力と

を判定できるものとし、その実施方法は、当該高等学校の募集要項に明示する。

7118 志願者に対する面接、適性検査等の期日は、2月16日(月)とし、その方法及び時間は各高等学校長が決定する。ただし、1日で実施することが困難な高等学校においては、高校教育課長と協議の上、適性検査等を翌日に実施することができる(〔参考4〕1の備考を参照のこと)。

#### **(入学者選抜実施本部の設置)**

7119 各高等学校は、第4201項により、入学者選抜実施本部を設け、責任体制を明確にする。入学者選抜の実施に関する業務を総括する本部長は、高等学校長とする。

7120 各高等学校の入学者選抜実施本部には、合否判定委員会を設ける。

7121 各高等学校における合否判定委員会は、その高等学校長が委員長、教頭が副委員長となり、その高等学校の教職員の中から校長が任命した委員をもって組織する。

7122 合否判定委員会には、次の作業グループを設ける。

書類等審査グループ

面接グループ

小論文・適性検査等審査グループ

7123 書類等審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

7124 面接グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

7125 小論文・適性検査等審査グループは、小論文・適性検査等を実施する高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

#### **(合否の判定)**

7126 合否判定委員会は、当該学科のスクール・ポリシー等に即して、判定資料(A)、(B)及び合否判定委員会に報告されたその他の諸資料を総合して合否の判定を行う。

判定資料(A)・・・調査書情報の各教科の学習の記録を、当該学科のスクール・ポリシー等に即して、総合評定した判定資料

判定資料(B)・・・小論文(作文)、適性検査及び実技検査の結果に基づく判定資料

#### **(書類等の審査)**

7127 書類等審査グループの任務は、次のとおりとする。

(1) 当該学科のスクール・ポリシー等に即して、中学校出願承認情報等、中学校長から提出された書類等の記載事項を厳正に審査し、次の判定資料を作成する。この場合、審査の厳正公平を期するため、1書類等につき3名以上が審査に当たる。

ア 判定資料(A)

イ 調査書情報の各教科の学習の記録以外の諸記録と推薦書情報に基づく判定資料

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

#### **(面接の審査)**

7128 面接グループの任務は、次のとおりとする。

(1) 審査の厳正公平を期するため、2名以上で面接を実施し、その結果に基づいて判定資料を作成する。

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

#### **(小論文・適性検査等の審査)**

7129 小論文・適性検査等審査グループの任務は、次のとおりとする。

(1) 判定資料（B）を作成する。

この場合、審査の厳正公平を期するため、各検査につき3名以上が採点に当たる。

なお、小論文（作文）、適性検査、実技検査を実施しない高等学校にあっては、これに準じて判定資料を作成する。

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

#### **（合格者の決定）**

7130 高等学校長は、合否判定委員会の判定に基づいて合格者を決定し、システムに登録する。

#### **（合否結果の発表等）**

7131 志願者は、合否結果を2月20日（金）14:00以降に、マイページで確認する。なお、合否の結果を発表以前に外部に連絡することは一切しない。

7132 合格者は、県内公立高等学校に新たに出願することができない。

7133 合格とならなかつた者が3月12日（木）に学力検査等を実施する学科へ志願するときは、第12107項により新たに出願する。

#### **（中学校長の任務）**

7134 中学校長の行う任務は、次のとおりとする。

(1) 中学校長は、第1016項に定める期限までに出願の承認を行う。出願を承認した高等学校・学科を変更することはできない。

(2) 中学校長は、合格者のある場合、第3010項に定める期限までに、学年学習評定一覧表の情報をシステムに登録する（学力検査の志願者があるなど、別途、同一の学年学習評定一覧表の情報を登録する場合は、重ねての登録は不要）。ただし、過年度卒業者のみが合格した高等学校については登録を必要としない。

なお、県外の中学校長においては、その中学校の所在する都道府県の公立高等学校入学者選抜要綱に基づいて作成したものをシステムに登録する。

#### **（高等学校長の任務）**

7135 高等学校長は、第4104項及び第4105項により、募集要項を作成し、その1部を令和7年11月7日（金）までに高校教育課長に提出する。

7136 高等学校長は、学科別の志願者総数を学校内に掲示する。その方法については別途指示する。

7137 高等学校長は、合否判定についての結果を、別途指示する様式により、2月27日（金）までに高校教育課長に報告する。

#### **（その他）**

7138 その他必要な事項については、Iの第1、第2、第3、第4による。

#### **（特別選抜）**

7139 第7101項表2及び表3の各学科に出願している者で、感染症の罹患やその他やむを得ない理由により適性検査等を受検できなかった者は、特別選抜を受検することができる。

7140 特別選抜に関する出願手続等の詳細は、IIの第11による。

## 2 普通科単位制（全日制）における推薦入学

### （実施校・定員等）

7201 単位制による課程（全日制普通科）を設置し、推薦入学を実施する高等学校は、次のとおりとする。

- |                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| (1) 県立北須磨高等学校       | (2) 県立芦屋高等学校    |
| (3) 神戸市立六甲アイランド高等学校 | (4) 県立尼崎稲園高等学校  |
| (5) 県立西宮高等学校        | (6) 県立三田祥雲館高等学校 |
| (7) 県立加古川北高等学校      | (8) 県立姫路東高等学校   |
| (9) 姫路市立高等学校（仮称）    |                 |

7202 普通科単位制（全日制）における推薦入学の定員は、各校とも募集定員の50%以内とする。

### （出願資格・推薦基準）

7203 普通科単位制（全日制）における推薦入学を志願することのできる者は、次の条件を満たし、中学校長が推薦する者とする。

- (1) 令和8年3月に中学校を卒業する見込みの者並びに学校教育法第57条及び同施行規則第95条に規定する者。
- (2) 志願先高等学校の通学区域内に保護者とともに居住している者。ただし、県外からの転居が確定している者、県外の中学校卒業見込みの者及び卒業生等、特別の事情がある場合は、Iの第5による。
- (3) 第7201項に定める高等学校の単位制による課程を第1志望とする者。
- (4) 個性の伸長をめざし、能力・適性、興味・関心、進路等に応じて、多様な教科・科目を自主的・主体的に学習する意欲があること。

### （通学区域）

7204 普通科単位制（全日制）における推薦入学を志願する者の通学区域は、県下全域とする。

### （推薦委員会の設置）

7205 推薦の厳正公平を期するため、中学校に推薦委員会を設ける。

7206 推薦委員会は、校長、教頭、第3学年の学年主任及び学級担任その他必要な教員をもって組織する。

7207 推薦委員会は、推薦入学の志願者に関する事項を取り扱う。

### （出願手続等）

7208 志願者は、第1016項に定める中学校長承認期限までに、出願情報を登録する。中学校は、次の書類等をシステムに登録・添付する。

- (1) 調査書情報
- (2) 中学校長の推薦書情報
- (3) 住民票記載事項証明書（様式6）（過年度卒業生のみ必要）
- (4) 第7203項の保護者が後見人の場合は、中学校長が確認した旨の副申書（様式自由）
- (5) その他志願先高等学校長が必要とする書類等

7209 中学校長は、中学校長承認期限までに、出願に必要なすべての情報の承認を行う。

7210 志願者の調査書情報の作成は、Iの第3による。ただし、この場合、第3006項(3)に基づく「a、b、c、d、e評定」を行うことはできない。

### （入学考査料）

7211 入学考査料については、第 2007 項による。

### **(面接・適性検査等)**

7212 志願者に対しては、それぞれの志願先高等学校において面接及び適性検査を実施する。

また、必要に応じて小論文(作文)を実施することができる。

7213 面接については、単位制による課程を志願する動機・理由、将来の進路、興味・関心のある分野及び意欲等について試問するものとし、面接に先立って記入させる面接調査票は、様式5による。

7214 適性検査等の内容及び実施方法は、次のとおりとする。

(1) 適性検査については、多様な選択科目を履修するために必要な適性と将来学習する上での能力を判定できるようなものとする。

(2) 適性検査は、ペーパーテスト形式等の方法で実施する。

(3) 検査時間については次のとおりとし、実施時間については高等学校長が定める。

適性検査 …………… 1 検査につき、50 分程度

小論文(作文) …………… 40 分程度

7215 志願者に対する面接、適性検査及び小論文(作文)の期日は、2月16日(月)とし、その方法は高等学校長が決定する。

### **(入学者選抜実施本部の設置)**

7216 各高等学校は、第 4201 項により、入学者選抜実施本部を設け、責任体制を明確にする。入学者選抜の実施に関する業務を総括する本部長は、高等学校長とする。

7217 各高等学校の入学者選抜実施本部には、合否判定委員会を設ける。

7218 各高等学校における合否判定委員会は、その高等学校長が委員長、教頭が副委員長となり、その高等学校の教職員の中から校長が任命した委員をもって組織する。

7219 合否判定委員会には、次の作業グループを設ける。

書類等審査グループ

面接グループ

小論文・適性検査等審査グループ

7220 書類等審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

7221 面接グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

7222 小論文・適性検査等審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

### **(合否の判定)**

7223 合否判定委員会は、面接、適性検査及び小論文(作文)(実施した場合のみ)の結果と中学校出願承認情報等を総合して合否の判定を行う。その方法は、次のとおりとする。

(1) 適性検査の結果と調査書情報の学習の記録とを同等にみて、判定資料(A)を作成する。

(2) 調査書情報の学習の記録以外の諸記録と推薦書情報、面接並びに小論文(作文)の結果とを総合して、判定資料(B)を作成する。

(3) 判定資料(A)と(B)とを総合して合否を判定する。

### **(書類等の審査)**

7224 書類等審査グループの任務は、次のとおりとする。

(1) 中学校出願承認情報等、中学校長から提出された書類等の記載事項を厳正に審査し、

次の判定資料を作成する。この場合、審査の厳正公平を期するため、1書類等につき3名以上が審査に当たる。

ア 調査書情報の学習の記録に基づく判定資料

イ 調査書情報の学習の記録以外の諸記録と推薦書情報に基づく判定資料

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

#### (面接の審査)

7225 面接グループの任務は、次のとおりとする。

(1) 審査の厳正公平を期するため、2名以上で面接を実施し、その結果に基づいて判定資料を作成する。

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

#### (小論文・適性検査等の審査)

7226 小論文・適性検査等審査グループの任務は、次のとおりとする。

(1) 適性検査の結果に基づいて判定資料を作成する。小論文(作文)を課した高等学校にあっては、その結果に基づいて判定資料を作成する。この場合、審査の厳正公平を期するため、各検査につき3名以上が採点に当たる。

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

#### (合格者の決定)

7227 高等学校長は、合否判定委員会の判定に基づいて合格者を決定し、システムに登録する。

#### (合否結果の発表等)

7228 志願者は、合否結果を2月20日(金)14:00以降に、マイページで確認する。なお、合否の結果を発表以前に外部に連絡することは一切しない。

7229 合格者は、県内公立高等学校に新たに出願することができない。

7230 合格とならなかった者が3月12日(木)に学力検査等を実施する学科へ志願するときは、第12107項により新たに出願する。

#### (中学校長の任務)

7231 中学校長の行う任務は、次のとおりとする。

(1) 中学校長は、第1016項に定める期限までに出願の承認を行う。出願を承認した高等学校を変更することはできない。

(2) 中学校長は、合格者のある場合、第3010項に定める期限までに、学年学習評定一覧表の情報をシステムに登録する(学力検査の志願者があるなど、別途、同一の学年学習評定一覧表の情報を登録する場合は、重ねての登録は不要)。ただし、過年度卒業者のみが合格した高等学校については登録を必要としない。

なお、県外の中学校長においては、その中学校の所在する都道府県の公立高等学校入学者選抜要綱に基づいて作成したものをシステムに登録する。

#### (高等学校長の任務)

7232 高等学校長は、第4104項及び第4105項により、募集要項を作成し、その1部を令和7年11月7日(金)までに高校教育課長に提出する。

7233 高等学校長は、志願者総数を学校内に掲示する。その方法については別途指示する。

7234 高等学校長は、合否判定についての結果を、別途指示する様式により、2月27日(金)までに高校教育課長に報告する。

#### (その他)

7235 その他必要な事項については、Iの第1、第2、第3、第4による。

### 3 総合学科における推薦入学

#### (実施校・定員等)

7301 総合学科を設置し、推薦入学を実施する高等学校は、次のとおりとする。

- (1) 県立北神戸総合高等学校
- (2) 県立須磨友が丘高等学校
- (3) 県立淡路高等学校
- (4) 神戸市立須磨翔風高等学校
- (5) 県立武庫荘総合高等学校
- (6) 県立伊丹北高等学校
- (7) 県立西宮今津高等学校
- (8) 県立有馬高等学校
- (9) 県立明石南高等学校
- (10) 県立加古川南高等学校
- (11) 県立三木総合高等学校
- (12) 県立太子高等学校
- (13) 県立香寺高等学校
- (14) 県立豊岡総合高等学校
- (15) 県立和田山高等学校

7302 推薦入学の定員は、各校とも募集定員の50%以内とする。

#### (出願資格・推薦基準)

7303 総合学科における推薦入学を志願することのできる者は、総合学科を第1志望とする者のうち、次の条件を満たし、中学校長が推薦する者とする。

- (1) 令和8年3月に中学校を卒業する見込みの者並びに学校教育法第57条及び同施行規則第95条に規定する者。
- (2) 志願先高等学校の通学区域内に保護者とともに居住している者。ただし、県外からの転居が確定している者、県外の中学校卒業見込みの者及び卒業者等、特別の事情がある場合は、Iの第5による。
- (3) 当該学科を志願する動機・理由が明白かつ適切であること。
- (4) 総合学科における学習を通して個性の伸長を図り、能力・適性を見極めて将来の進路決定をめざそうとする意欲があること。
- (5) 能力・適性、興味・関心、進路等に応じて、多様な教科・科目を自主的・主体的に学習する意欲があること。

#### (通学区域)

7304 総合学科における推薦入学を志願する者の通学区域は、県下全域とする。

#### (推薦委員会の設置)

7305 推薦の厳正公平を期するため、中学校に推薦委員会を設ける。

7306 推薦委員会は、校長、教頭、第3学年の学年主任及び学級担任その他必要な教員をもって組織する。

7307 推薦委員会は、推薦入学の志願者に関する事項を取り扱う。

### (出願手続等)

7308 志願者は、第 1016 項に定める中学校長承認期限までに、出願情報を登録する。中学校は、次の書類等をシステムに登録・添付する。

- (1) 調査書情報
- (2) 中学校長の推薦書情報
- (3) 住民票記載事項証明書(様式 6) (過年度卒業者のみ必要)
- (4) 第 7303 項の保護者が後見人の場合は、中学校長が確認した旨の副申書(様式自由)
- (5) その他志願先高等学校長が必要とする書類等

7309 中学校長は、中学校長承認期限までに、出願に必要なすべての情報の承認を行う。

7310 志願者の調査書情報の作成は、I の第 3 による。ただし、この場合、第 3006 項(3)に基づく「a、b、c、d、e 評価」を行うことはできない。

### (入学考査料)

7311 入学考査料については、第 2007 項による。

### (面接・小論文(作文)等)

7312 志願者に対しては、それぞれの志願先高等学校において面接及び小論文(作文)を実施する。また、高等学校ごとに、面接や検査の特定の項目もしくは調査書情報等の項目又はその両方で、志願者の中学校での努力や個性を評価する。必要に応じて適性検査及び実技検査を実施することができる。

7313 面接及び小論文(作文)は、総合学科を志願する動機・理由、興味・関心のある分野、進路決定への意欲の確認等、総合学科の特色に即して実施する。

なお、面接に先立って面接調査票を記入させる場合は、様式 5 に準じて各高等学校が作成する。

7314 志願者の中学校での努力や個性の評価は、各高等学校のスクール・ポリシー等に即して実施するものとし、その実施方法は、当該高等学校の募集要項に明示する。

7315 適性検査及び実技検査は、当該学科に対する志願者の適性と将来学習する上での能力とを判定できるものとし、その実施方法は、当該高等学校の募集要項に明示する。

7316 志願者に対する面接等の期日は、2月16日(月)とし、その方法及び時間は各高等学校長が決定する。また、その実施方法は、当該高等学校の募集要項に明示する。

### (入学者選抜実施本部の設置)

7317 各高等学校は、第 4201 項により、入学者選抜実施本部を設け、責任体制を明確にする。入学者選抜の実施に関する業務を総括する本部長は、高等学校長とする。

7318 各高等学校の入学者選抜実施本部には、合否判定委員会を設ける。

7319 各高等学校における合否判定委員会は、その高等学校長が委員長、教頭が副委員長となり、その高等学校の教職員の中から校長が任命した委員をもって組織する。

7320 合否判定委員会には、次の作業グループを設ける。

書類等審査グループ

面接グループ

小論文・適性検査等審査グループ

7321 書類等審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長 1 名及びメンバー若干名をもって組織する。

7322 面接グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長 1 名及びメンバー若干名をもって組織する。

7323 小論文・適性検査等審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

#### **(合否の判定)**

7324 合否判定委員会は、当該学科のスクール・ポリシー等に即して、判定資料(A)、(B)及び合否判定委員会に報告されたその他の諸資料を総合して合否の判定を行う。

判定資料(A)・・・調査書情報の各教科の学習の記録を、各高等学校が定める、中学校での努力や個性の評価実施方法又は当該学科のスクール・ポリシー等に即して、総合評定した判定資料

判定資料(B)・・・小論文(作文)、適性検査及び実技検査の結果並びに中学校での努力や個性の評価に基づく判定資料

#### **(書類等の審査)**

7325 書類等審査グループの任務は、次のとおりとする。

(1) 当該学科のスクール・ポリシー等に即して、中学校出願承認情報等、中学校長から提出された書類等の記載事項を厳正に審査し、次の判定資料を作成する。この場合、審査の厳正公平を期するため、1書類等につき3名以上が審査に当たる。

ア 判定資料(A)

イ 調査書情報の各教科の学習の記録以外の諸記録と推薦書情報に基づく判定資料

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

#### **(面接の審査)**

7326 面接グループの任務は、次のとおりとする。

(1) 審査の厳正公平を期するため、2名以上で面接を実施し、その結果に基づいて判定資料を作成する。

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

#### **(小論文・適性検査等の審査)**

7327 小論文・適性検査等審査グループの任務は、次のとおりとする。

(1) 判定資料(B)を作成する。この場合、審査の厳正公平を期するため、各検査につき3名以上が採点に当たる。

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

#### **(合格者の決定)**

7328 高等学校長は、合否判定委員会の判定に基づいて合格者を決定し、システムに登録する。

#### **(合否結果の発表等)**

7329 志願者は、合否結果を2月20日(金)14:00以降に、マイページで確認する。なお、合否の結果を発表以前に外部に連絡することは一切しない。

7330 合格者は、県内公立高等学校に新たに出願することができない。

7331 合格とならなかった者が3月12日(木)に学力検査等を実施する学科へ志願するときは、第12107項により新たに出願する。

#### **(中学校長の任務)**

7332 中学校長の行う任務は、次のとおりとする。

(1) 中学校長は、第1016項に定める期限までに出願の承認を行う。出願を承認した高等学校を変更することはできない。

(2) 中学校長は、合格者のある場合、第3010項に定める期限までに、学年学習評定一覧表の情報をシステムに登録する(学力検査の志願者があるなど、別途、同一の学年学習評

定一覧表の情報を登録する場合は、重ねての登録は不要)。ただし、過年度卒業者のみが合格した高等学校については登録を必要としない。

なお、県外の中学校長においては、その中学校の所在する都道府県の公立高等学校入学者選抜要綱に基づいて作成したものをシステムに登録する。

#### **(高等学校長の任務)**

7333 高等学校長は、第 4104 項及び第 4105 項により、募集要項を作成し、その 1 部を令和 7 年 11 月 7 日（金）までに高校教育課長に提出する。

7334 高等学校長は、志願者総数を学校内に掲示する。その方法については別途指示する。

7335 高等学校長は、合否判定についての結果を、別途指示する様式により、2 月 27 日（金）までに高校教育課長に報告する。

#### **(その他)**

7336 その他必要な事項については、I の第 1、第 2、第 3、第 4 による。

## 4 帰国生徒にかかわる推薦入学

### (出願資格)

7401 帰国生徒にかかわる推薦入学の対象とする学科は次のとおりとする。

国際に関する各学科（国際探求学科、国際文化情報学科、国際科、国際人間科、国際総合科、国際文化科）

7402 帰国生徒にかかわる推薦入学を志願することのできる者は、令和8年3月に中学校を卒業する見込みの者並びに学校教育法第57条及び同施行規則第95条に規定する者で、推薦入学において当該学科を第1志望とし、外国における在住期間が1年以上であり、次の(1)～(4)のいずれかに該当する者とする。

ただし、県外からの転居が確定している者、県外の中学校卒業見込みの者及び卒業者等、特別の事情がある場合は、Iの第5による。

- (1) 令和5年4月1日以降に帰国後、県内に居住しており、保護者ととともに引き続き県内に住所を有する者。
- (2) 令和5年4月1日以降に帰国後、現在県外に居住しており、4月7日までに県内へ住所を移し、保護者ととともに引き続き県内に住所を定める見込みの者。
- (3) 現在外国に居住しており、4月7日までに県内へ住所を移し、保護者ととともに引き続き県内に住所を定める見込みの者。
- (4) 帰国生徒にかかわる推薦入学を希望し、システムに登録した者。

### (通学区域)

7403 帰国生徒にかかわる推薦入学を志願する者の通学区域は、県下全域とする。

### (出願手続等)

7404 志願者は、第1016項に定める中学校長承認期限までに、出願情報を登録する。中学校は、次の書類等をシステムに登録・添付する。

- (1) 外国在住を証明する書類等（在住期間明示のもの）
- (2) 中学校長又は外国における最終学校の校長の推薦書情報

ただし、外国における最終学校の校長の推薦書情報が登録できない場合は、その旨を志願先高等学校長に届け出ること。

- (3) 調査書情報又は外国における最終学校の成績証明書若しくはこれに代わるもの。
- (4) その他志願先高等学校長が必要とする書類等

7405 中学校長は、中学校長承認期限までに、出願に必要なすべての情報の承認を行う。

### (入学考査料)

7406 入学考査料については、第2007項による。

### (選抜方法等)

7407 帰国生徒にかかわる推薦入学による入学者の選抜は、IIの第1の1によって行う。ただし、合否判定委員会においては、帰国生徒の事情を配慮しながら、総合的に合否の判定を行う。

## 第2 特色選抜

### (実施校・定員等)

8001 特色選抜を実施する高等学校については、別途指示する。

8002 特色選抜の定員は、各高等学校の募集定員の20%以内（最大は40人とする）とし、その割合については、別途指示する。ただし、県立村岡高等学校及び県立生野高等学校は、募集定員の50%以内とする。

### (出願資格)

8003 特色選抜を志願することのできる者は、次の条件を満たす者とする。

- (1) 令和8年3月に中学校を卒業する見込みの者並びに学校教育法第57条及び同施行規則第95条に規定する者。
- (2) 志願先高等学校の通学区域内に保護者とともに居住している者（通学区域を定めない高等学校を除く）。  
なお、県立生野高等学校を志願する者の通学区域は、県下全域とする。ただし、県外からの転居又は他の通学区域への転居が確定している者、県外の中学校卒業見込みの者及び卒業者等、特別の事情がある場合は、Iの第5による。
- (3) 志願する学校を第1志望とする者。
- (4) 当該高等学校の特色ある教育内容を理解し、当該高等学校で学習する強い意欲を持っている者。
- (5) 高等学校長がその特色ある教育内容に応じて定める要件を満たす者。

### (出願手続等)

8004 志願者は、第1016項に定める中学校長承認期限までに、出願情報を登録する。中学校は、次の書類等をシステムに登録・添付する。

- (1) 調査書情報
- (2) 志願理由書（様式4）
- (3) 住民票記載事項証明書（様式6）（過年度卒業者のみ必要）
- (4) 第8003項の保護者が後見人の場合は、中学校長が確認した旨の副申書（様式自由）
- (5) その他志願先高等学校長が必要とする書類等

8005 中学校長は、中学校長承認期限までに、出願に必要なすべての情報の承認を行う。

8006 志願者の調査書情報の作成は、Iの第3による。ただし、この場合、第3006項(3)に基づく「a、b、c、d、e評価」を行うことはできない。

### (入学考査料)

8007 入学考査料については、第2007項による。

### (面接・実技検査等)

8008 志願者に対しては、面接を実施する。また、必要に応じて、実技検査、小論文（作文）を実施することができる。

8009 面接は、志願理由書の記載内容を参考に、当該高等学校を志望する動機・理由、興味・関心及び意欲等について試問する。

8010 志願者に対する面接等の期日は、2月16日（月）とし、その方法及び時間は各高等学校長が決定し、当該高等学校の特色ある教育内容に応じて、志願者の多様な個性や能力、特別活動や学校外の活動等、志願者の長所や優れた点を重視し、多面的に評価できるようなものとする。その具体的な実施方法は、当該高等学校の募集要項に明示する。ただし、1

日で実施することが困難な高等学校においては、高校教育課長と協議の上、翌日に実施することができる。

#### **(入学者選抜実施本部の設置)**

8011 各高等学校は、第 4201 項により、入学者選抜実施本部を設け、責任体制を明確にする。入学者選抜の実施に関する業務を総括する本部長は、高等学校長とする。

8012 各高等学校の入学者選抜実施本部には、合否判定委員会を設ける。

8013 各高等学校における合否判定委員会は、その高等学校長が委員長、教頭が副委員長となり、その高等学校の教職員の中から校長が任命した委員をもって組織する。

8014 合否判定委員会には、次の作業グループを設ける。

書類等審査グループ

面接グループ

小論文・実技検査審査グループ(小論文(作文)、実技検査を実施する高等学校のみ)

8015 書類等審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長 1 名及びメンバー若干名をもって組織する。

8016 面接グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長 1 名及びメンバー若干名をもって組織する。

8017 小論文・実技検査審査グループは、小論文・実技検査を実施する高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長 1 名及びメンバー若干名をもって組織する。

#### **(合否の判定)**

8018 合否判定委員会は、当該高等学校の特色ある教育内容に即して、判定資料(A)、(B)及び合否判定委員会に報告されたその他の諸資料を総合して合否の判定を行う。

判定資料(A)・・・調査書情報の各教科の学習の記録を、当該高等学校の特色ある教育内容に即して、総合評定した判定資料

判定資料(B)・・・小論文(作文)及び実技検査の結果に基づく判定資料

#### **(書類等の審査)**

8019 書類等審査グループの任務は、次のとおりとする。

(1) 当該高等学校の特色ある教育内容に即して、調査書情報等、中学校長から提出された書類等の記載事項を厳正に審査し、次の判定資料を作成する。この場合、審査の厳正公平を期するため、1 書類等につき 3 名以上が審査に当たる。

ア 判定資料(A)

イ 調査書情報の各教科の学習の記録以外の諸記録に基づく判定資料

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

#### **(面接の審査)**

8020 面接グループの任務は、次のとおりとする。

(1) 審査の厳正公平を期するため、2 名以上で面接を実施し、その結果に基づいて判定資料を作成する。

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

### **(小論文・実技検査の審査)**

8021 小論文・実技検査審査グループの任務は、次のとおりとする。

(1) 判定資料(B)を作成する。この場合、審査の厳正公平を期するため、各検査につき3名以上が採点に当たる。

なお、小論文(作文)、実技検査を実施しない高等学校にあっては、これに準じて判定資料を作成する。

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

### **(合格者の決定)**

8022 高等学校長は、合否判定委員会の判定に基づいて合格者を決定し、システムに登録する。

### **(合否結果の発表等)**

8023 志願者は、合否結果を2月20日(金)14:00以降に、マイページで確認する。なお、合否の結果を発表以前に外部に連絡することは一切しない。

8024 合格者は、県内公立高等学校に新たに出願することができない。

8025 合格とならなかった者が3月12日(木)に学力検査等を実施する学科へ志願するときは、第12107項により新たに出願する。

### **(中学校長の任務)**

8026 中学校長の行う任務は、次のとおりとする。

(1) 中学校長は、第1016項に定める期限までに出願の承認を行う。出願を承認した高等学校を変更することはできない。

(2) 中学校長は、合格者のある場合、第3010項に定める期限までに、学年学習評定一覧表の情報をシステムに登録する(学力検査の志願者があるなど、別途、同一の学年学習評定一覧表の情報を登録する場合は、重ねての登録は不要)。ただし、過年度卒業者のみが合格した高等学校については登録を必要としない。

なお、県外の中学校長においては、その中学校の所在する都道府県の公立高等学校入学者選抜要綱に基づいて作成したものをシステムに登録する。

### **(高等学校長の任務)**

8027 高等学校長は、第4104項及び第4105項により、募集要項を作成し、その1部を令和7年11月7日(金)までに高校教育課長に提出する。

8028 高等学校長は、志願者総数を学校内に掲示する。その方法については別途指示する。

8029 高等学校長は、合否判定についての結果を、別途指示する様式により、2月27日(金)までに高校教育課長に報告する。

### **(その他)**

8030 その他必要な事項については、Iの第1、第2、第3、第4による。

### 第3 連携型入学者選抜

#### (実施校・定員等)

9001 連携型中高一貫教育を行う連携型高等学校、連携型中学校は次のとおりとし、連携型入学者選抜に志願できる者は、連携型中学校からの志願者とする。

連携型高等学校	連携型中学校
県立千種高等学校	宍粟市立千種中学校
県立氷上西高等学校	丹波市立氷上中学校 丹波市立青垣中学校
県立浜坂高等学校	新温泉町立浜坂中学校 新温泉町立夢が丘中学校

9002 連携型高等学校における入学者選抜は、連携型入学者選抜及び学力検査による入学者選抜をそれぞれ行う。

選 抜 区 分	定 員
連携型入学者選抜	募集定員の75%（連携型中学校を対象とする）
学力検査	募集定員の25%（県下全域を対象とする）

連携型入学者選抜の合格者が表の人数に満たない場合は、その不足数を学力検査における定員に加える。

#### (出願資格・推薦基準)

9003 連携型入学者選抜を志願することのできる者は、連携型高等学校を第1志望とする者のうち、次の条件を満たし、連携型中学校長が推薦する者とする。

- (1) 当該連携型中学校を、令和8年3月に卒業する見込みであり、保護者と同居する者。ただし、特別の事情がある場合は、Iの第5による。
- (2) 当該連携型高等学校を志願する動機・理由が明白かつ適切であること。
- (3) 当該連携型高等学校に対する適性及び興味・関心を有すること。

#### (推薦委員会の設置)

9004 推薦の厳正公平を期するため、中学校に推薦委員会を設ける。

9005 推薦委員会は、校長、教頭、第3学年の学年主任及び学級担任その他必要な教員をもって組織する。

9006 推薦委員会は、推薦入学の志願者に関する事項を取り扱う。

#### (出願手続等)

9007 志願者は、第1016項に定める中学校長承認期限までに、出願情報を登録する。中学校は、次の書類等をシステムに登録・添付する。

- (1) 調査書情報
- (2) 連携型中学校長の推薦書情報
- (3) 第9003項の保護者が後見人の場合は、中学校長が確認した旨の副申書（様式自由）
- (4) その他高等学校長が必要とする書類等

9008 中学校長は、中学校長承認期限までに、出願に必要なすべての情報の承認を行う。

9009 志願者の調査書情報の作成は、Iの第3による。ただし、この場合、第3006項(3)に基づく「a、b、c、d、e評定」を行うことはできない。

### **(入学考査料)**

9010 入学考査料については、第 2007 項による。

### **(面接・適性検査等)**

9011 志願者に対しては、当該連携型高等学校において面接を実施する。また、必要に応じて適性検査及び小論文(作文)を実施することができる。

9012 面接及び小論文(作文)は、その連携型高等学校を志願する動機・理由、興味・関心のある分野、進路決定への意欲の確認等、その連携型高等学校のスクール・ポリシー等に即して実施する。なお、面接に先立って面接調査票を記入させる場合は、様式 5 に準じて連携型高等学校が作成する。

9013 適性検査は、当該連携型高等学校に対する志願者の適性と将来学習する上での能力とを判定できるものとし、その実施方法は、募集要項に明示する。

9014 志願者に対する面接等の期日は、2月16日(月)とし、その方法及び時間は高等学校長が決定する。

### **(入学者選抜実施本部の設置)**

9015 各高等学校は、第 4201 項により、入学者選抜実施本部を設け、責任体制を明確にする。入学者選抜の実施に関する業務を総括する本部長は、高等学校長とする。

9016 各高等学校の入学者選抜実施本部には、合否判定委員会を設ける。

9017 各高等学校における合否判定委員会は、その高等学校長が委員長、教頭が副委員長となり、その高等学校の教職員の中から校長が任命した委員をもって組織する。

9018 合否判定委員会には、次の作業グループを設ける。

書類等審査グループ

面接グループ

小論文・適性検査等審査グループ

9019 書類等審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長 1 名及びメンバー若干名をもって組織する。

9020 面接グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長 1 名及びメンバー若干名をもって組織する。

9021 小論文・適性検査等審査グループは、小論文・適性検査等を実施する連携型高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長 1 名及びメンバー若干名をもって組織する。

### **(合否の判定)**

9022 合否判定委員会の任務は、その連携型高等学校のスクール・ポリシー等に即して、判定資料(A)、(B)及び合否判定委員会に報告されたその他の諸資料を総合して合否の判定を行う。

判定資料(A)・・・ 調査書情報の各教科の学習の記録を、連携型高等学校のスクール・ポリシー等に即して、総合評定した判定資料

判定資料(B)・・・ 小論文(作文)及び適性検査の結果に基づく判定資料

### **(書類等の審査)**

9023 書類等審査グループの任務は、次のとおりとする。

(1) 連携型高等学校のスクール・ポリシー等に即して、中学校出願承認情報等、連携型中学校長から提出された書類等の記載事項を厳正に審査し、次の判定資料を作成する。この場合、審査の厳正公平を期するため、1書類等につき3名以上が審査に当たる。

ア 判定資料(A)

- イ 調査書情報の各教科の学習の記録以外の諸記録と推薦書情報に基づく判定資料  
(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

**(面接の審査)**

9024 面接グループの任務は、次のとおりとする。

- (1) 審査の厳正公平を期するため、2名以上で面接を実施し、その結果に基づいて判定資料を作成する。
- (2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

**(小論文・適性検査等の審査)**

9025 小論文・適性検査等審査グループの任務は、次のとおりとする。

- (1) 判定資料(B)を作成する。この場合、審査の厳正公平を期するため、各検査につき3名以上が採点に当たる。

なお、小論文(作文)、適性検査を実施しない連携型高等学校にあっては、これに準じて判定資料を作成する。

- (2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

**(合格者の決定)**

9026 高等学校長は、合否判定委員会の判定に基づいて合格者を決定し、システムに登録する。

**(合否結果の発表等)**

9027 志願者は、合否結果を2月20日(金)14:00以降に、マイページで確認する。なお、合否の結果を発表以前に外部に連絡することは一切しない。

9028 合格者は、県内公立高等学校に新たに出願することができない。

9029 合格とならなかった者が3月12日(木)に学力検査等を実施する学科へ志願するときは、第12107項により新たに出願する。

**(中学校長の任務)**

9030 中学校長の行う任務は、次のとおりとする。

- (1) 中学校長は、第1016項に定める期限までに出願の承認を行う。出願を承認した高等学校を変更することはできない。
- (2) 中学校長は、合格者のある場合、第3010項に定める期限までに、学年学習評定一覧表の情報をシステムに登録する(学力検査の志願者があるなど、別途、同一の学年学習評定一覧表の情報を登録する場合は、重ねての登録は不要)。

**(高等学校長の任務)**

9031 高等学校長は、第4104項及び第4105項により、募集要項を作成し、その1部を令和7年11月7日(金)までに高校教育課長に提出する。

9032 高等学校長は、志願者総数を学校内に掲示する。その方法については別途指示する。

9033 高等学校長は、合否判定についての結果を、別途指示する様式により、2月27日(金)までに高校教育課長に報告する。

**(その他)**

9034 その他必要な事項については、Iの第1、第2、第3、第4による。

## 第4 外国人生徒にかかわる特別枠選抜

### (実施校・定員等)

10001 外国人生徒にかかわる特別枠選抜を実施する高等学校及び定員は、次のとおりとする。

学 校	学 科	定 員
県立北神戸総合高等学校	総合学科	各高等学校の募集定員とは別に、各校3名
県立芦屋高等学校	普通科(単位制)	
神戸市立須磨翔風高等学校	総合学科	
県立伊丹北高等学校	総合学科	
県立加古川南高等学校	総合学科	
県立香寺高等学校	総合学科	

### (出願資格・推薦基準)

10002 外国人生徒にかかわる特別枠選抜を志願することができる者は、次の(1)～(3)の条件を満たす者とする。

- (1) 外国籍を有する者で、入国後の在日期间が、3月31日現在で、3年以内の者。
- (2) 令和8年3月に中学校を卒業する見込みの者並びに学校教育法第57条及び同施行規則第95条に規定する者(外国において、学校教育における9年の課程を修了した者又は令和8年3月に修了する見込みの者等)。
- (3) 県内に居住しており、保護者とともに引き続き県内に住所を有する者、又は4月7日までに県内へ住所を移し、保護者とともに引き続き県内に住所を定める見込みの者。

### (通学区域)

10003 通学区域は、県下全域とする。

### (出願手続等)

10004 志願者は、1校1学科に限り第1志望校に出願することができる。

その際、第1志望校以外に複数の志望校を希望できる。

10005 志願者は、第1016項に定める中学校長承認期限までに、出願情報を登録する。中学校は、次の書類等をシステムに登録・添付する。

- (1) 外国人生徒にかかわる特別枠選抜適用申請書(様式7)
- (2) 調査書情報又は外国における最終学校の成績証明書若しくはこれに代わるもの
- (3) 外国籍であることを証明する書類等及び入国後の在日期间が3年以内(令和8年3月31日現在)であることを証明する書類等(住民票の写し等)
- (4) 第10002項の保護者が後見人の場合は、中学校長が確認した旨の副申書(様式自由)
- (5) 面接調査票(様式5に準じる)
- (6) その他志願先高等学校長が必要とする書類等

10006 中学校長は、中学校長承認期限までに、出願に必要なすべての情報の承認を行う。

### (入学考査料)

10007 入学考査料については、第2007項による。

### (志願変更)

10008 志願者は、第1016項に定める志願変更中学校長承認期限までに1回に限り、第1志望校を変更することができる。このための手続は次のとおりとする。

- (1) 志願変更する者は、システムで志願変更手続を行う。

- (2) 中学校長は、志願変更中学校長承認期限までに、志願変更の承認を行う。ただし、志願変更の手続をすべき期間に海外に在住する者は、中学校長の承認を必要としない。
- (3) 志願変更前の高等学校が承認した後に、志願変更先の高等学校による承認を行う。
- (4) 志願変更の場合の入学考査料については、第 2007 項による。

県立高等学校から市立高等学校に志願変更する場合及び市立高等学校から県立高等学校に志願変更する場合は、改めて入学考査料を支払う。ただし、先に支払った入学考査料は還付しない。

#### (面接・適性検査等)

- 10009 志願者に対しては、面接及び適性検査を実施する。
- 10010 面接は、当該高等学校を志願する動機・理由、将来の進路の確認等、当該高等学校のスクール・ポリシー等に即して実施する。
- 10011 適性検査の内容及び検査時間は、次のとおりとし、実施時間については、各高等学校長が定める。ただし、適性検査の問題には、ルビをふるることとする。
- |                             |      |
|-----------------------------|------|
| 適性検査 1 . . . 国語 (基礎的な日本語能力) | 40 分 |
| 適性検査 2 . . . 数学             | 40 分 |
| 適性検査 3 . . . 英語             | 40 分 |
- 10012 志願者に対する面接及び適性検査の期日は、2月16日(月)とし、実施場所は、志願先高等学校とする。

#### (入学者選抜実施本部の設置)

- 10013 各高等学校は、第 4201 項により、入学者選抜実施本部を設け、責任体制を明確にする。入学者選抜の実施に関する業務を総括する本部長は、高等学校長とする。
- 10014 各高等学校の入学者選抜実施本部には、合否判定委員会を設ける。
- 10015 各高等学校における合否判定委員会は、その高等学校長が委員長、教頭が副委員長となり、その高等学校の教職員の中から校長が任命した委員をもって組織する。
- 10016 合否判定委員会には、次の作業グループを設ける。
- 書類等審査グループ
  - 面接グループ
  - 適性検査審査グループ
- 10017 書類等審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。
- 10018 面接グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。
- 10019 適性検査審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

#### (合否の判定)

- 10020 合否判定委員会は、当該学科のスクール・ポリシー等に即して、判定資料 (A)、(B) 及び合否判定委員会に報告されたその他の諸資料を総合して合否の判定を行う。
- 判定資料 (A) . . . 調査書情報の各教科の学習の記録を、当該学科のスクール・ポリシー等に即して、総合評定した判定資料
- 判定資料 (B) . . . 適性検査の結果に基づく判定資料

#### (書類等の審査)

- 10021 書類等審査グループの任務は、次のとおりとする。

- (1) 当該学科のスクール・ポリシー等に即して、調査書情報等、中学校長から提出された書類等の記載事項を厳正に審査し、次の判定資料を作成する。この場合、審査の厳正公平を期するため、1書類等につき3名以上が審査に当たる。

ア 判定資料(A)

イ 調査書情報の各教科の学習の記録以外の諸記録に基づく判定資料

- (2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

#### **(面接の審査)**

10022 面接グループの任務は、次のとおりとする。

- (1) 審査の厳正公平を期するため、2名以上で面接を実施し、その結果に基づいて判定資料を作成する。

- (2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

#### **(適性検査の審査)**

10023 適性検査審査グループの任務は、次のとおりとする。

- (1) 判定資料(B)を作成する。この場合、審査の厳正公平を期するため、各検査につき3名以上が採点に当たる。

- (2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

#### **(合格者の決定)**

10024 高等学校長は、合否判定委員会の判定に基づいて合格者を決定し、システムに登録する。

#### **(合否結果の発表等)**

10025 志願者は、合否結果を2月20日(金)14:00以降に、マイページで確認する。なお、合否の結果を発表以前に外部に連絡することは一切しない。

10026 合格者は、県内公立高等学校に新たに出願することができない。

10027 合格とならなかった者が3月12日(木)に学力検査等を実施する学科へ志願するときは、第12107項により新たに出願する。

#### **(中学校長の任務)**

10028 中学校長の行う任務は、次のとおりとする。

- (1) 中学校長は、第1016項に定める期限までに出願の承認を行う。出願を承認した高等学校・学科を変更することはできない。

- (2) 中学校長は、合格者のある場合、第3010項に定める期限までに、学年学習評定一覧表の情報をシステムに登録する(学力検査の志願者があるなど、別途、同一の学年学習評定一覧表の情報を登録する場合は、重ねての登録は不要)。ただし、過年度卒業者のみが合格した高等学校については登録を必要としない。

なお、県外の中学校長においては、その中学校の所在する都道府県の公立高等学校入学者選抜要綱に基づいて作成したものをシステムに登録する。

#### **(高等学校長の任務)**

10029 高等学校長は、第4104項及び第4105項により、募集要項を作成し、その1部を令和7年11月7日(金)までに高校教育課長に提出する。

10030 高等学校長は、志願者総数を学校内に掲示する。その方法については別途指示する。

10031 高等学校長は、合否判定についての結果を、別途指示する様式により、2月27日(金)までに高校教育課長に報告する。

10032 その他必要な事項については、別途定める。

**(特別の事情のある者の手続)**

10033 県外（海外を含む）の中学校卒業見込みの者及び卒業者等、特別の事情のある者で、本県の外国人生徒にかかわる特別枠選抜で合格した者は、入学後、高等学校より①通学区域に居住していること、②保護者とともに居住していることの2点について、事実確認を行う。

**(その他)**

10034 その他必要な事項については、Iの第1、第2、第3、第4による。

## 第5 多部制2月選抜

### (実施校・定員等)

11001 単位制による課程（多部制）を設置し、入学者選抜を実施する高等学校は、次のとおりとする。

- (1) 県立西宮香風高等学校
- (2) 県立阪神昆陽高等学校
- (3) 県立西脇北高等学校
- (4) 県立飾磨工業高等学校

11002 入学者の選抜は、1部、2部、3部ごとにそれぞれ行う。

各選抜の定員は、下表のとおりとする。

各選抜は、1校1つの部に限り第1志望校に出願することができる。

選抜区分	部	1部	2部	3部
2月選抜		60%	60%	70%
3月選抜A		20%	20%	10%
3月選抜B		15%	15%	15%
8月選抜		5%	5%	5%

(注) 1 表の数字は募集定員に占める割合を示す。

2 合格者が表の人数に満たない場合は、その不足数を以降の選抜の定員に加えることができる。

### (出願資格等)

11003 多部制2月選抜を志願することができる者は、令和8年3月に中学校を卒業する見込みの者並びに学校教育法第57条及び同施行規則第95条に規定する者とする。

11004 各選抜における出願資格の区分は、下表のとおりとする。

選抜区分	出願資格の区分
2月選抜	令和8年3月に中学校等を卒業見込みの者又は中学校既卒者等
3月選抜A	2月選抜に同じ
3月選抜B	転・編入学希望者
8月選抜	中学校既卒者等又は転・編入学希望者

### (出願手続等)

11005 志願者は、第1016項に定める中学校長承認期限までに、出願情報を登録する。中学校は、次の書類等をシステムに登録・添付する。

- (1) 調査書情報
- (2) 志願理由書（様式4）
- (3) その他志願先高等学校長が必要とする書類等

ただし、令和7年4月1日現在満20歳以上の者に関する調査書情報は登録を要しない。

11006 中学校長は、中学校長承認期限までに、出願に必要なすべての情報の承認を行う。

### **(入学考査料)**

11007 入学考査料については、第 2007 項による。

### **(面接・作文)**

11008 志願者に対しては面接及び作文を実施する。

11009 面接及び作文は、志願する動機・理由、将来の進路等、当該高等学校のスクール・ポリシー等に即して実施する。

11010 志願者に対する面接、作文の期日は、2月16日(月)とし、その方法及び時間は当該高等学校長が決定する。ただし、志願者数等の状況に応じて、2月17日(火)にも実施することができる。

### **(入学者選抜実施本部の設置)**

11011 各高等学校は、第 4201 項により、入学者選抜実施本部を設け、責任体制を明確にする。入学者選抜の実施に関する業務を総括する本部長は、高等学校長とする。

11012 各高等学校の入学者選抜実施本部には、合否判定委員会を設ける。

11013 各高等学校における合否判定委員会は、その高等学校長が委員長、教頭が副委員長となり、その高等学校の教職員の中から校長が任命した委員をもって組織する。

11014 合否判定委員会には、次の作業グループを設ける。

書類等審査グループ

面接グループ

作文審査グループ

11015 書類等審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

11016 面接グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

11017 作文審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

### **(合否の判定)**

11018 合否判定委員会は、当該高等学校のスクール・ポリシー等に即して、書類等審査グループ、面接グループ及び作文審査グループから報告された諸資料を総合して合否の判定を行う。

### **(書類等の審査)**

11019 書類等審査グループの任務は、次のとおりとする。

(1) 調査書情報等、中学校長から提出された書類等の記載事項を厳正に審査し、判定資料を作成する。この場合、審査の厳正公平を期するため、1書類等につき3名以上が審査に当たる。

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

### **(面接の審査)**

11020 面接グループの任務は、次のとおりとする。

(1) 審査の厳正公平を期するため、2名以上で面接を実施し、その結果に基づいて判定資料を作成する。

なお、面接は、志願理由書の記載内容や就労状況等を踏まえて実施する。

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

### **(作文の審査)**

11021 作文審査グループの任務は、次のとおりとする。

(1) 審査の厳正公平を期するため、各作文につき3名以上で審査し、判定資料を作成する。

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

### **(合格者の決定)**

11022 高等学校長は、合否判定委員会の判定に基づいて合格者を決定し、システムに登録する。

### **(合否結果の発表等)**

11023 志願者は、合否結果を2月20日(金)14:00以降に、マイページで確認する。なお、合否の結果を発表以前に外部に連絡することは一切しない。

11024 合格者は、県内公立高等学校に新たに出願することができない。

### **(中学校長の任務)**

11025 中学校長の行う任務は、次のとおりとする。

(1) 中学校長は、第1016項に定める期限までに出願の承認を行う。出願を承認した高等学校・学科及び部を変更することはできない。

(2) 中学校長は、合格者のある場合、第3010項に定める期限までに、学年学習評定一覧表の情報をシステムに登録する(多部制3月選抜A等の志願者があるなど、別途、同一の学年学習評定一覧表の情報を登録する場合は、重ねての登録は不要)。ただし、過年度卒業者のみが出願している高等学校については登録を必要としない。

なお、県外の中学校長においては、その中学校の所在する都道府県の公立高等学校入学者選抜要綱に基づいて作成したものをシステムに登録する。

11026 中学校長は、受検において特別措置が必要と判断される生徒がいる場合は、事前に志願先高等学校長と十分に連絡・協議を行う。

また、中学校長が特別な教育ニーズがあると認めた者については、調査書情報の他に副申書(様式自由)をシステムに添付することができる。

### **(高等学校長の任務)**

11027 高等学校長は、第4104項及び第4105項により、募集要項を作成し、その1部を令和7年11月7日(金)までに高校教育課長に提出する。

11028 高等学校長は、志願者総数を学校内に掲示する。その方法については別途指示する。

11029 高等学校長は、合否判定についての結果を、別途指示する様式、期日により高校教育課長に報告する。

### **(その他)**

11030 その他必要な事項については、Iの第1、第2、第3、第4による。

## 第6 学力検査

### 1 志願者の取扱い

#### (実施学科・定員等)

- 12101 学力検査を実施する学校・学科は、第4110項表2及び表3の学科及び通信制課程を除くすべての学校・学科とする。
- 12102 学力検査の定員は、第4102項により、各高等学校の募集定員から2月選抜による合格者数を減じた人数とする。
- 12103 満20歳以上特例入学者選抜は、定時制課程（多部制を除く）のすべての高等学校、学科において実施する。満20歳以上特例入学者選抜により入学を許可された者の数は、学力検査による募集定員に含める。また、再募集においても満20歳以上特例入学者選抜を実施する。

#### (出願資格)

- 12104 学力検査を志願することのできる者は、令和8年3月に中学校を卒業する見込みの者並びに学校教育法第57条及び同施行規則第95条に規定する者とする。
- 12105 全日制課程の志願者については、志願先高等学校の通学区域内に保護者とともに居住している者に限る。ただし、県外からの転居又は他の通学区域への転居が確定している者、県外の中学校卒業見込みの者及び卒業生等、特別の事情がある場合は、Iの第5による。
- 12106 満20歳以上特例入学者選抜を志願することができる者は、次のとおりとする。
- (1) 令和8年3月に中学校を卒業する見込みの者並びに学校教育法第57条及び同施行規則第95条に規定する者で、令和7年4月1日現在満20歳以上の者。
  - (2) 満20歳以上特例入学者選抜を希望し、システムに登録した者。

#### (出願手続等)

- 12107 志願者は、1校1学科に限り出願することができる。この場合の取扱いについては次のとおりとする。ただし、複数志願選抜の出願については第12302項から第12304項による。
- (1) 複数の学科の募集定員を一括して選抜する場合は、それらの複数の学科をあわせて1学科として取り扱う。
  - (2) 1つの学科を複数の部に分けて選抜する場合は、それぞれの部を1学科として取り扱う。
- 12108 志願者は、異なる課程を併願することはできない。
- 12109 全日制課程又は定時制課程の志願者は、第1016項に定める中学校長承認期限までに出願情報を登録する。中学校は、次の書類等をシステムに登録・添付する。また、満20歳以上特例入学者選抜の志願者については、中学校長の証明に代えて中学校の卒業証明書をシステムに添付することができる。
- (1) 調査書情報
  - (2) 過年度卒業生で全日制課程の学科を志願する場合は、住民票記載事項証明書（様式6）
  - (3) 第12105項の保護者が後見人の場合は、中学校長が確認した旨の副申書（様式自由）
  - (4) その他志願先高等学校長が必要とする書類等
- ただし、満20歳以上特例入学者選抜の志願者は、出願情報における保護者の欄の入力

を要しない。

12110 中学校長は、中学校長承認期限までに、出願に必要なすべての情報の承認を行う。

12111 満 20 歳以上特例入学者選抜を志願した者に関する調査書情報は登録を要しない。

**(入学考査料)**

12112 入学考査料については、第 2007 項による。

**(特別出願)**

12113 第 1016 項に定める中学校長承認期限にかかわらず、県外から保護者の転勤等正当な理由によって第 5204 項により本県の公立高等学校志願の許可を受けた者は、3 月 4 日(水) 17:00 までであれば、特別に出願の登録ができる(以下「特別出願」という)。

なお、定時制課程にあっては、I の第 5 の 2 の手続を省略して特別出願ができる。

**(志願変更)**

12114 志願変更については、次のとおりとする。

(1) 全日制課程又は定時制課程(多部制を含む)の志願者は、第 1016 項に定める志願変更中学校長承認期限までに、次のいずれか 1 回に限り、志願校、志願課程及び志願学科を変更することができる。

ア 単独選抜から単独選抜(多部制を含む)への志願変更。

イ 複数志願選抜から単独選抜(多部制を含む)への志願変更。

ウ 出願した志願校内の単独選抜実施学科から複数志願選抜実施学科への志願変更。  
その場合、第 2 志望校を志願することはできない。

エ 複数志願選抜実施校間の第 2 志望校の志願変更。

(2) 志願変更の手続は次のとおりとする。

ア 志願変更する者は、システムで志願変更手続を行う。

イ 中学校長は、志願変更中学校長承認期限までに、志願変更の承認を行う。ただし、満 20 歳以上特例入学者選抜を志願する者については、中学校長の承認を必要としない。

ウ 志願変更前の高等学校が承認した後に、志願変更先の高等学校による承認を行う。

エ 志願変更の場合の入学考査料については、第 2007 項による。

県立高等学校における同一課程間の志願変更の場合及び全日制課程から定時制課程(多部制を含む)に志願変更する場合は、改めて入学考査料を要しない。定時制課程(多部制を含む)から全日制課程に志願変更する場合は、入学考査料の差額を支払う。

県立高等学校から市立高等学校に志願変更する場合及び市立高等学校から県立高等学校に志願変更する場合は、改めて入学考査料を支払う。ただし、先に支払った入学考査料は還付しない。市立高等学校間の志願変更の場合の入学考査料は、所管教育委員会の定めるところによる。

### (検査場所・日程等)

12115 学力検査は、各高等学校において実施する。志願者は、単独選抜の場合は志願した高等学校で、複数志願選抜の場合は第1志望の高等学校で受検するものとする。

12116 学力検査の期日は、3月12日(木)とし、その時間表は、次のとおりとする。ただし、第1008項により実施する面接は、3月13日(金)にも実施できる。

8:30 ~	集 合
8:40 ~ 8:50	注 意
9:10 ~ 10:00	国 語
10:20 ~ 11:10	数 学
11:30 ~ 12:20	社 会
13:10 ~ 14:00	理 科
14:20 ~ 15:10	英 語

なお、「英語」のうち聞き取りテストは、「英語」開始直後に行い、10分程度とする。

また、「国語」、「数学」、「社会」、「理科」、「英語」の配点は、各教科100点、総配点500点とする。

12117 満20歳以上特例入学者選抜の志願者に対しては、それぞれの志願先高等学校において面接及び作文を実施する。ただし、学力検査については、これを行わない。

12118 満20歳以上特例入学者選抜の志願者に対して実施する面接及び作文は、当該高等学校、学科を志願する動機・理由及び志願者の学ぶ意欲等が判定できる内容とする。

なお、面接に先立って面接調査票を記入させる場合は、様式5に準じて各高等学校が作成する。

12119 満20歳以上特例入学者選抜の面接及び作文の期日は3月12日(木)とし、その時間表は、次のとおりとする。ただし、再募集については、Ⅱの第8による。

8:30 ~	集 合
8:40 ~ 8:50	注 意
9:10 ~ 10:00	作 文
10:20 ~	面 接

### (中学校長の任務)

12120 中学校長の行う任務は、次のとおりとする。

(1) 中学校長は、第1016項に定める期限までに出願の承認を行う。出願を承認した高等学校・学科を変更することはできない。

(2) 中学校長は、第3010項に定める期限まで、学年学習評価一覧表の情報をシステムに登録する。ただし、通信制課程及び過年度卒業者のみが出願している高等学校については登録を必要としない。

なお、県外の中学校長においては、その中学校の所在する都道府県の公立高等学校入学者選抜要綱に基づいて作成したものをシステムに登録する。

12121 中学校長は、受検において特別措置が必要と判断される生徒がいる場合は、事前に志願先高等学校長と十分に連絡・協議を行う。

### **(県教育委員会教育事務所長の任務)**

12122 教育事務所長は、Ⅰの第6にかかわる本県教育長の証明等に関する事務を取り扱う。

12123 教育事務所長は、管内の各中学校長から提出された学年学習評定一覧表を高校教育課から受け取る。

なお、神戸市教育長の上記書類等に対する取扱いも、これに準じる。

### **(高等学校長の任務)**

12124 高等学校長は、第4104項及び第4105項により、募集要項を作成し、その1部を令和7年11月7日(金)までに高校教育課長に提出する。

12125 高等学校長は、学科別の志願者総数を学校内に掲示する。その方法については別途指示する。

12126 高等学校長は、中学校長から受検における特別措置について連絡・協議があった場合は、別途指示するところにより、高校教育課長と協議する。ただし、市立高等学校長にあっては、所管教育委員会を通じて協議する。その措置については、別途指示する。

12127 高等学校長は、別途指示する方法に従って3月11日(水)に学力検査問題を受領する。

12128 高等学校長は、学力検査問題等の関係書類を、入学者選抜事務の開始から合否結果の発表までの間、厳重に保管しなければならない。その際、検査問題等の受領から採点終了までは、学力検査問題等保管責任者2名を定める。

12129 高等学校長は、学力検査の各教科別得点の簡易開示の実施方法等を志願者に周知しなければならない。その内容については、別途指示する。

### **(中学校卒業程度認定試験合格者)**

12130 第12104項から第12106項に該当する者のうち、中学校卒業程度認定試験合格者が志願する場合の手続は次のとおりとする。

(1) 志願者は、第1016項に定める中学校長承認期限までに出願情報を登録する。

(2) 文部科学省が発行する中学校卒業程度認定試験合格者に関する調査書情報を第1016項に定める中学校長承認期限までにシステムに登録するとともに、第12109項に示した書類等をシステムに添付しなければならない。

(3) 第5201項から第5203項により、志願先高等学校長の入学志願承認を得なければならない。

12131 中学校卒業程度認定試験合格者の志願者に対しては、面接を実施する。

### **(注意事項)**

12132 通学区域に関する規則に違反した場合は、高等学校長はその生徒の入学を取り消すものとする。また、高等学校入学後、一家転住等で他の学区へ移った場合は、転居先の学区内にある高等学校へ転校の手続を取らせなければならない。

### **(追検査)**

12133 学力検査に出願している者で、感染症の罹患やその他やむを得ない理由により学力検査等を受検できなかった者は、追検査を受検することができる。

12134 追検査に関する出願手続等の詳細は、Ⅱの第12による。

## 2 学力検査における単独選抜の実施

### (入学者選抜実施本部の設置)

- 12201 各高等学校は、第 4201 項により、入学者選抜実施本部を設け、責任体制を明確にする。入学者選抜の実施に関する業務を総括する本部長は、高等学校長とする。
- 12202 各高等学校の入学者選抜実施本部には、合否判定委員会を設ける。
- 12203 各高等学校における合否判定委員会は、その高等学校長が委員長、教頭が副委員長となり、その高等学校の教職員の中から校長が任命した委員をもって組織する。
- 12204 合否判定委員会には、次の作業グループを設ける。  
合否判定資料作成グループ  
書類等審査グループ  
学力検査成績審査グループ  
面接グループ（面接を実施する高等学校のみ）
- 12205 各高等学校における合否判定資料作成グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長 1 名及びメンバー若干名をもって組織する。
- 12206 各高等学校における書類等審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長 1 名及びメンバー若干名をもって組織する。
- 12207 各高等学校における学力検査成績審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長 1 名及びメンバー若干名をもって組織する。
- 12208 面接グループは、面接を実施する高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長 1 名及びメンバー若干名をもって組織する。

### (合否の判定)

- 12209 高等学校（満 20 歳以上特例入学者選抜を除く）の合否判定委員会は、第 12212 項により、その高等学校の合否を判定する。
- 12210 高等学校（満 20 歳以上特例入学者選抜を除く）は、判定資料（A）、（B）、（C）をもとに、次の(1)～(5)のとおり合否判定を行う。
- 判定資料（A）・・・ 調査書情報の各教科の学習の記録の第 3 学年の、「国語」、「社会」、「数学」、「理科」、「外国語」の 5 教科の評定の和を 4 倍した値と、「音楽」、「美術」、「保健体育」、「技術・家庭」の 4 教科の評定の和を 7.5 倍した値との総和（総配点 250 点）による資料（〔参考 1〕の評定換算表参照）
- 判定資料（B）・・・ 調査書情報の各教科の学習の記録以外の諸記録を総合した資料
- 判定資料（C）・・・ 学力検査（各教科 100 点、総配点 500 点）の結果を県教育委員会の定めた方法によって採点し、それを 0.5 倍した資料
- (1) 判定資料（A）と（C）とを同等に取り扱い、合否を判定する。その際、判定資料（B）は参考として用い、総合判定となるよう留意する。ただし、過年度卒業者については、判定資料（C）を重視して合否の判定を行う。
- なお、面接を実施したときは、その結果を合否判定の資料に加えることができる。
- (2) 第 3006 項(3)において評定を朱書された者については、判定資料（C）を重視して合否の判定を行う。この場合、判定資料（A）、（B）及び自己申告書（様式 3）を参考として用い、中学校長からの副申書（様式 2）を勘案して、総合判定となるよう留意する。
- (3) 県外からの志願者の場合等、判定資料（A）が条件・事情を異にする場合には、適切

な配慮のもとに合否の判定を行う。

- (4) 中学校卒業程度認定試験合格者については、学力検査及び文部科学省が発行する中学校卒業程度認定試験合格者に関する調査書情報により合否を判定する。その際、面接結果を参考として用い、総合判定となるよう留意する。
- (5) 募集要項に「特別活動、部活動等に関する特別取扱い」を明示した高等学校が、これを行う場合の判定資料（A）、（C）の取扱いは、当該高等学校の合否判定の境界線に当たる点数からこの点数の10%に当たる点数を減じた点数を合格の下限として、特別に合否の判定を行う。

12211 満20歳以上特例入学者選抜を実施する高等学校の合否判定委員会は、当該高等学校、学科のスクール・ポリシー等に即して、面接グループが作成した判定資料に基づき合否の判定を行う。その際、学力検査による志願者の合否の判定を同時に行い、厳正かつ公平な判定となるよう配慮する。

#### **（合否判定資料の作成）**

12212 合否判定資料作成グループは、判定資料（A）、（B）、（C）及び面接結果（面接を実施した高等学校のみ）をもとに、合否判定委員会が必要とする資料を作成する。

なお、資料作成にコンピュータを活用する場合には、データの点検を十分行うとともに、コンピュータ及びデータ等の管理・保管に十分留意する。

#### **（書類等の審査）**

12213 書類等審査グループは、調査書情報を厳正に審査し、次の判定資料を作成する。この場合、審査の厳正公平を期するため、1書類等につき3名以上が審査に当たる。

##### **（1）判定資料（A）**

「社会」、「理科」等学年によって分野別に学習する教科にあつては、第1、第2学年の学習の記録も十分参考にする。

##### **（2）判定資料（B）**

#### **（学力検査成績の審査）**

12214 学力検査成績審査グループは、判定資料（C）を作成する。

なお、採点・点検については、別途指示する。

#### **（面接等の審査）**

12215 面接グループは、審査の厳正公平を期するため、2名以上で面接及び作文の審査に当たり、その結果に基づいて判定資料を作成する。

#### **（合格者の決定）**

12216 高等学校長は、合否判定委員会の判定に基づいて合格者を決定し、システムに登録する。

#### **（合否結果の発表等）**

12217 志願者は、合否結果を3月19日（木）10:00以降に、マイページで確認する。なお、合否の結果を発表以前に外部に連絡することは一切しない。ただし、定時制課程の再募集については、Ⅱの第8による。

12218 高等学校長は、学力検査についての調査の結果を、別途指示する様式により、3月24日（火）までに高校教育課長に報告する。

### 3 学力検査における複数志願選抜の実施

#### (実施校等)

12301 複数志願選抜は、下表に定める高等学校を対象とし、学区ごとに実施する。

学区	普通科	総合学科
第1学区	東灘・御影・神戸・夢野台・兵庫・神戸鈴蘭台・長田・須磨東・星陵・舞子・神戸学園都市・神戸高塚・洲本・津名・淡路三原・市立葺合・北須磨・芦屋・市立六甲アイランド	北神戸総合 須磨友が丘 淡路 市立須磨翔風
第2学区	尼崎小田・尼崎・尼崎北・尼崎西・伊丹・伊丹西・川西緑台・川西明峰・川西北陵・猪名川・鳴尾・西宮苦楽園・西宮南・宝塚・宝塚東・宝塚北・宝塚西・北摂三田・三田西陵・柏原・篠山鳳鳴・市立尼崎・市立尼崎双星・市立西宮・市立西宮東・市立伊丹・尼崎稲園・西宮・三田祥雲館	武庫荘総合 伊丹北 西宮今津 有馬
第3学区	明石・明石北・明石城西・明石清水・明石西・加古川東・加古川西・高砂・高砂南・松陽・東播磨・播磨南・西脇・三木・小野・社・多可・北条・加古川北	明石南 加古川南 三木総合
第4学区	姫路別所・姫路西・姫路飾西・姫路海稜・相生・龍野・赤穂・播磨福崎・神崎・伊和・上郡・佐用・山崎・姫路東・姫路市立（仮称）	太子 香寺
第5学区	豊岡・出石・村岡・八鹿・生野・香住	豊岡総合 和田山

#### (出願手続等)

12302 志願者は、1校1学科に限り第1志望校に出願することができる。

その際、第1志望校以外に第2志望校を志願できる。

12303 志願者は、第1016項に定める中学校長承認期限までに、出願情報を登録する。中学校は、次の書類等をシステムに登録・添付する。

- (1) 調査書情報
- (2) 住民票記載事項証明書（様式6）（過年度卒業者のみ必要）
- (3) 第12105項の保護者が後見人の場合は、中学校長が確認した旨の副申書（様式自由）
- (4) その他志願先高等学校長が必要とする書類等

12304 中学校長は、中学校承認期限までに、出願に必要なすべての情報の承認を行う。

#### (隣接区域への出願)

12305 隣接区域への出願が認められている市区町に居住する者が出願する際、第2志望校は、居住地のある学区又は隣接区域（複数の隣接区域がある場合は、いずれか一区域）のうち、第1志望校と同じ学区又は隣接区域から選ばなければならない（別表2の隣接区域参照）。

## (志願変更)

12306 志願変更については次のとおりとする。

(1) 志願者は第 1016 項に定める志願変更中学校長承認期限までに、次のいずれか 1 回に限り、志願校、志願課程及び志願学科を変更することができる。

ア 複数志願選抜から単独選抜（多部制を含む）への志願変更。

イ 出願した志願校内の単独選抜実施学科から複数志願選抜実施学科への志願変更。  
その場合、第 2 志望校を志願することはできない。

ウ 複数志願選抜実施校間の第 2 志望校の志願変更。

(2) 志願変更の手続は次のとおりとする。

ア 志願変更する者は、システムで志願変更手続を行う。

イ 中学校長は、志願変更中学校長承認期限までに、志願変更の承認を行う。

ウ 志願変更前の高等学校が承認した後に、志願変更先の高等学校による承認を行う。

エ 志願変更の場合の入学検査料については、第 2007 項による。

県立高等学校における同一課程間の志願変更の場合及び全日制課程から定時制課程（多部制を含む）に志願変更する場合は、改めて入学検査料を要しない。定時制課程（多部制を含む）から全日制課程に志願変更する場合は、入学検査料の差額を支払う。

県立高等学校から市立高等学校に志願変更する場合及び市立高等学校から県立高等学校に志願変更する場合は、改めて入学検査料を支払う。ただし、先に支払った入学検査料は還付しない。市立高等学校間の志願変更の場合の入学検査料は、所管教育委員会の定めるところによる。

### **(複数志願選抜管理委員会の設置)**

- 12307 複数志願選抜を実施するため、各高等学校に第 12201 項から第 12208 項に定める組織を設けるほか、各学区に複数志願選抜管理委員会を設ける。
- 12308 複数志願選抜管理委員会の業務を円滑に運営するため、複数志願選抜を実施する高等学校から管理校を定める。
- 12309 複数志願選抜管理委員会の委員は、関係高等学校長とし、委員長は管理校の校長とする。
- 12310 複数志願選抜管理委員会には、合否判定委員会を設ける。
- 12311 複数志願選抜管理委員会の合否判定委員会は、関係高等学校長をもって組織し、複数志願選抜管理委員会委員長が合否判定委員会を運営する。委員長は、必要に応じて補助委員を任命することができる。
- 12312 複数志願選抜管理委員会の合否判定委員会には、次の作業班を設ける。
- 合否判定資料作成班
  - 調査書情報審査班
  - 学力検査成績審査班
- 12313 合否判定資料作成班は、関係高等学校の合否判定資料作成グループの教員の中から関係高等学校長が任命したメンバーで組織し、班長を置く。この場合、メンバーの数は原則として各校同数とする。
- 12314 調査書情報審査班は、関係高等学校の書類等審査グループの教員の中から関係高等学校長が任命したメンバーで組織し、班長を置く。この場合、メンバーの数は原則として各校同数とする。
- 12315 学力検査成績審査班は、関係高等学校の学力検査成績審査グループの教員の中から関係高等学校長が任命したメンバーで組織し、班長を置く。この場合、メンバーの数は原則として各校同数とする。

### **(作業班の任務)**

- 12316 第 12312 項に定める各作業班は、第 12212 項から第 12215 項に定める各作業グループの任務に準じた任務を、複数志願選抜管理委員会の合否判定委員会において行う。

## (合否の判定)

12317 複数志願選抜管理委員会の合否判定委員会は、第 12318 項により、関係高等学校の合否を判定する。

複数志願選抜を行う高等学校の合否判定委員会は、複数志願選抜管理委員会の合否判定委員会を構成し、その高等学校の合否を判定する。

12318 合否判定は、次のとおりとする。

(1) 合格者の決定は、判定資料 (A) と (C) の合計点 (以下、「素点」という) を基本として行う。その際、判定資料 (B) は参考として用い、総合判定となるよう留意する。ただし、過年度卒業者については、判定資料 (C) を重視して合否の判定を行う。

判定資料 (A) …… 調査書情報の各教科の学習の記録の第 3 学年の、「国語」、「社会」、「数学」、「理科」、「外国語」の 5 教科の評定の和を 4 倍した値と、「音楽」、「美術」、「保健体育」、「技術・家庭」の 4 教科の評定の和を 7.5 倍した値との総和 (総配点 250 点) による資料 (〔参考 1〕の評定換算表参照)

判定資料 (B) …… 調査書情報の各教科の学習の記録以外の諸記録を総合した資料

判定資料 (C) …… 学力検査 (各教科 100 点、総配点 500 点) の結果を県教育委員会の定めた方法によって採点し、それを 0.5 倍した資料

(2) 各高等学校の合否判定に当たっては、第 1 志望を優先するために第 1 志望校の合否判定には素点に一定の点数 (以下「第 1 志望加算点」という) を加点する。

なお、単独選抜を実施する学科から、複数志願選抜を実施する学科へ志願変更した場合も、第 1 志望加算点を加点する。

(3) 第 1 志望加算点は、学区ごとにそれぞれ次のとおりとする。

- ア 第 1 学区 25 点
- イ 第 2 学区 20 点
- ウ 第 3 学区 25 点
- エ 第 4 学区 30 点
- オ 第 5 学区 30 点

(4) 次の方法により、合格者を決定する。

ア 第 1 志望は第 1 志望加算点を加点した点数をもとに、第 2 志望は素点をもとに、高等学校ごとに得点の上位の者から順に合格者を決定することを基本とする。

イ 第 2 志望を志願し、第 1 志望での合格が決定した志願者については、第 2 志望の合否判定から除外する。

(5) 第 3006 項(3)において評定を朱書された者については、判定資料 (C) を重視して合否の判定を行う。この場合、判定資料 (A)、(B) 及び自己申告書 (様式 3) を参考として用い、中学校長からの副申書 (様式 2) を勘案して、総合判定となるよう留意する。

(6) 県外からの志願者の場合等、判定資料 (A) が条件・事情を異にする場合には、適切な配慮のもとに合否の判定を行う。

(7) 中学校卒業程度認定試験合格者については、学力検査及び文部科学省が発行する中学校卒業程度認定試験合格者に関する調査書情報により合否を判定する。その際、面接結果を参考として用い、総合判定となるよう留意する。

**(第5学区の特例)**

12319 第5学区における次の高等学校の進学連携中学校は、下表のとおりとする（進学連携校方式）。

高等学校	進学連携中学校
豊岡	豊岡南、豊岡北、港、日高東、日高西、城崎、竹野学園
出石	出石、但東、日高東、日高西、豊岡南、豊岡北
村岡	村岡、小代、関宮学園
八鹿	八鹿青溪、養父、大屋、関宮学園、和田山、梁瀬
生野	生野、朝来、和田山、梁瀬、(神河)
香住	香住第一、竹野学園、村岡(香美町村岡区のうち長瀬、山田、小城及び境の区域)

(神河)は、隣接区域の中学校

12320 進学連携中学校以外の中学校からの合格者は、各高等学校の学力検査の募集定員の18%以内とする。

12321 第5101項及び第5201項に該当する志願者については、居住地もしくは居住予定地の中学校在籍者に準じて取り扱う。

**(合格者の決定)**

12322 高等学校長は、合否判定委員会の判定に基づいて合格者を決定し、システムに登録する。

**(合否結果の発表等)**

12323 志願者は、合否結果を3月19日(木)10:00以降に、マイページで確認する。なお、合否の結果を発表以前に外部に連絡することは一切しない。

12324 高等学校長は、学力検査についての調査の結果を、別途指示する様式により、3月24日(火)までに高校教育課長に報告する。

**(その他)**

12325 その他必要な事項については、Iの第1、第2、第3、第4による。

## 第7 多部制3月選抜A

### (実施校・募集定員等)

13001 多部制3月選抜Aの実施校・定員等は、第11001項及び第11002項による。

### (出願資格等)

13002 多部制3月選抜Aの出願資格等は、第11003項及び第11004項による。

### (出願手続等)

13003 志願者は、第1016項に定める中学校長承認期限までに、出願情報を登録する。中学校は、志願者の調査書情報を登録し、志願先高等学校長が必要とする書類等をシステムに添付する。

ただし、令和7年4月1日現在満20歳以上の者に関する調査書情報は登録を要しない。

13004 中学校長は、中学校長承認期限までに、出願に必要なすべての情報の承認を行う。

### (入学考査料)

13005 入学考査料については、第2007項による。

### (志願変更)

13006 志願変更については次のとおりとする。

(1) 多部制高等学校への志願者は、第1016項に定める志願変更中学校長承認期限までに、次のいずれか1回に限り、志願校、志願課程及び志願学科を変更することができる。

ア 出願した志願校内の他の部への志願変更。

イ 単独選抜から単独選抜への志願変更。

(2) 志願変更の手続は次のとおりとする。

ア 志願変更する者は、システムで志願変更手続を行う。

イ 中学校長は、志願変更中学校長承認期限までに、志願変更の承認を行う。

ウ 志願変更前の高等学校が承認した後に、志願変更先の高等学校による承認を行う。

エ 志願変更の場合の入学考査料については、第2007項による。

県立高等学校における同一課程間の志願変更の場合及び全日制課程から定時制課程（多部制を含む）に志願変更する場合は、改めて入学考査料を要しない。定時制課程（多部制を含む）から全日制課程に志願変更する場合は、入学考査料の差額を支払う。

県立高等学校から市立高等学校に志願変更する場合及び市立高等学校から県立高等学校に志願変更する場合は、改めて入学考査料を支払う。ただし、先に支払った入学考査料は還付しない。

### (学力検査・面接)

13007 志願者に対しては、学力検査及び面接を実施する。

13008 学力検査及び面接の期日は、3月12日(木)とし、その時間表は、次のとおりとする。

	西宮香風・阪神昆陽・西脇北	飾磨工業
8:30 ~	集 合	集 合
8:40 ~ 8:50	注 意	注 意
9:10 ~ 10:00	国 語 ( 必 )	国 語 ( 選 )
10:20 ~ 11:10	数 学 ( 必 )	数 学 ( 必 )
11:30 ~ 12:20	社 会 ( 選 )	社 会 ( 選 )
13:10 ~ 14:00	理 科 ( 選 )	理 科 ( 必 )
14:20 ~ 15:10	英 語 ( 選 )	英 語 ( 選 )

※(必)は必ず受検する教科、(選)は1教科選択して受検する教科を示す。

なお、「英語」のうち聞き取りテストは、「英語」開始直後に行い、10分程度とする。

また、「国語」、「数学」、「社会」、「理科」、「英語」の配点は、各教科100点とする。

13009 面接は、志願する動機・理由、将来の進路等、当該高等学校のスクール・ポリシー等に即して実施する。面接に先立って記入させる面接調査票は、様式5に準じて当該高等学校が作成する。

### (入学者選抜実施本部の設置)

13010 各高等学校は、第4201項により、入学者選抜実施本部を設け、責任体制を明確にする。入学者選抜の実施に関する業務を総括する本部長は、高等学校長とする。

13011 各高等学校の入学者選抜実施本部には、合否判定委員会を設ける。

13012 各高等学校における合否判定委員会は、その高等学校長が委員長、教頭が副委員長となり、その高等学校の教職員の中から校長が任命した委員をもって組織する。

13013 合否判定委員会には、次の作業グループを設ける。

合否判定資料作成グループ

書類等審査グループ

学力検査成績審査グループ

面接グループ

13014 各高等学校における合否判定資料作成グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

13015 各高等学校における書類等審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

13016 各高等学校における学力検査成績審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

13017 各高等学校における面接グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

### (合否の判定)

13018 合否判定委員会は、第13019項により、合否を判定する。

13019 合否判定は、次のとおりとする。

(1) 判定資料(A)と(C)とを同等に取り扱い、合否を判定する。その際、判定資料(B)は参考として用い、総合判定となるよう留意する。ただし、過年度卒業者については、

判定資料（C）を重視して合否の判定を行う。

なお、面接の結果を合否判定の資料に加えることができる。

判定資料（A）・・・調査書情報の各教科の学習の記録の第3学年の、「国語」、「社会」、「数学」、「理科」、「外国語」の5教科の評定の和を4倍した値と、「音楽」、「美術」、「保健体育」、「技術・家庭」の4教科の評定の和を7.5倍した値との総和（総配点250点）による（〔参考1〕の評定換算表参照）

判定資料（B）・・・調査書情報の各教科の学習の記録以外の諸記録を総合した資料

判定資料（C）・・・学力検査（各教科100点、総配点300点）の結果を県教育委員会の定めた方法によって採点し、その得点をさらに0.5倍したものを5/3倍した資料

(2) 第3006項(3)において評定を朱書された者については、判定資料（C）を重視して合否の判定を行う。この場合、判定資料（A）、（B）及び自己申告書（様式3）を参考として用い、中学校長からの副申書（様式2）を勘案して、総合判定となるよう留意するものとする。

(3) 県外からの志願者の場合等、判定資料（A）が条件・事情を異にする場合には、適切な配慮のもとに合否の判定を行う。

(4) 中学校卒業程度認定試験合格者については、学力検査及び文部科学省が発行する中学校卒業程度認定試験合格者に関する調査書情報により合否を判定する。その際、面接結果を参考として用い、総合判定となるよう留意する。

(5) 第13003項のただし書きにより、調査書情報が登録されなかった者については、判定資料（C）を重視して合否の判定を行う。その際、面接結果を参考として用い、総合判定となるよう留意する。

#### （合否判定資料の作成）

13020 合否判定資料作成グループは、判定資料（A）、（B）、（C）及び面接結果をもとに、合否判定委員会が必要とする資料を作成する。

なお、資料作成にコンピュータを活用する場合には、データの点検を十分行うとともに、コンピュータ及びデータ等の管理・保管に十分留意する。

#### （書類等の審査）

13021 書類等審査グループは、調査書情報を厳正に審査し、次の判定資料を作成する。この場合、審査の厳正公平を期するため、1書類等につき3名以上が審査に当たる。

(1) 判定資料（A）

「社会」、「理科」等学年によって分野別に学習する教科にあつては、第1、第2学年の学習の記録も十分参考にする。

(2) 判定資料（B）

#### （学力検査成績の審査）

13022 学力検査成績審査グループは、判定資料（C）を作成する。

なお、採点・点検については、別途指示する。

#### （面接の審査）

13023 面接グループは、審査の厳正公平を期するため、2名以上で面接を実施し、その結果に基づいて判定資料を作成する。

### **(合格者の決定)**

13024 高等学校長は、合否判定委員会の判定に基づいて合格者を決定し、システムに登録する。

### **(合否結果の発表等)**

13025 志願者は、合否結果を3月19日(木)10:00以降に、マイページで確認する。なお、合否の結果を発表以前に外部に連絡することは一切しない。

### **(中学校長の任務)**

13026 中学校長の行う任務は、次のとおりとする。

(1) 中学校長は、第1016項に定める期限までに出願の承認を行う。出願を承認した高等学校・学科及び部を変更することはできない。

(2) 中学校長は、第3010項に定める期限までに、学年学習評価一覧表の情報をシステムに登録する。ただし、過年度卒業者のみが出願している高等学校については登録を必要としない。

なお、県外の中学校長においては、その中学校の所在する都道府県の公立高等学校入学者選抜要綱に基づいて作成したものをシステムに登録する。

13027 中学校長は、受検において特別措置が必要と判断される生徒がいる場合は、事前に志願先高等学校長と十分に連絡・協議を行う。

また、中学校長が特別な教育ニーズがあると認めた者については、調査書情報の他に副申書(様式自由)をシステムに添付することができる。

### **(高等学校長の任務)**

13028 高等学校長は、第4104項及び第4105項により、募集要項を作成し、その1部を令和7年11月7日(金)までに高校教育課長に提出する。

13029 高等学校長は、志願者総数を学校内に掲示する。その方法については別途指示する。

13030 高等学校長は、中学校長から受検における特別措置について連絡・協議があった場合は、別途指示するところにより、高校教育課長と協議する。その措置については、別途指示する。

13031 高等学校長は、合否判定についての結果を、別途指示する様式、期日により高校教育課長に報告する。

### **(その他)**

13032 その他必要な事項については、Iの第1、第2、第3、第4による。

13033 多部制3月選抜B及び多部制8月選抜の内容・実施方法等については、高等学校長が定める。

### **(追検査)**

13034 多部制3月選抜Aに出願している者で、感染症の罹患やその他やむを得ない理由により学力検査を受検できなかった者は、追検査を受検することができる。

13035 追検査に関する出願手続等の詳細は、IIの第12による。

## 第8 定時制課程再募集

### (実施校)

14001 第1009項により、定時制課程において、合格者が募集定員に満たない場合には、再募集を行う。

### (出願資格)

14002 定時制課程再募集を志願することができる者は、令和8年3月に中学校を卒業する見込みの者並びに学校教育法第57条及び同施行規則第95条に規定する者とする。

### (出願手続等)

14003 志願者は、第1016項に定める中学校長承認期限までに、出願情報を登録する。中学校は、志願者の調査書情報を登録し、志願先高等学校長が必要とする書類等をシステムに添付する。

14004 中学校長は、中学校長承認期限までに、出願に必要なすべての情報の承認を行う。

### (入学考査料)

14005 入学考査料については、第2007項による。

### (志願変更)

14006 志願者は、第1016項に定める志願変更中学校長承認期限までに1回に限り、志願校、志願学科を変更することができる。このための手続は次のとおりとする。

- (1) 志願変更する者は、システムで志願変更手続を行う。
- (2) 中学校長は、志願変更中学校長承認期限までに、志願変更の承認を行う。ただし、満20歳以上特例入学者選抜を志願する者については、中学校長の承認を必要としない。
- (3) 志願変更前の高等学校が承認した後に、志願変更先の高等学校による承認を行う。
- (4) 志願変更の場合の入学考査料については、第2007項による。

県立高等学校間の志願変更の場合は、改めて入学考査料を要しない。

県立高等学校から市立高等学校に志願変更する場合及び市立高等学校から県立高等学校に志願変更する場合は、改めて入学考査料を支払う。ただし、先に支払った入学考査料は還付しない。市立高等学校間の志願変更の場合の入学考査料は、所管教育委員会の定めるところによる。

### (検査場所・日程等)

14007 学力検査及び満20歳以上特例入学者選抜は、各高等学校において実施する。

14008 学力検査及び満20歳以上特例入学者選抜における面接等の期日は、3月26日(木)とし、その時間表は次のとおりとする。

#### (1) 学力検査

8:40 ~	集 合
8:50 ~ 9:00	注 意
9:10 ~ 10:00	検 査 1
10:20 ~ 11:10	検 査 2
11:30 ~ 12:20	検 査 3

なお、検査の内容は、「国語」、「社会」、「数学」、「理科」、「英語（聞き取りテストは含まない）」の5教科とし、各教科100点、総配点500点とする。

(2) 満 20 歳以上特例入学者選抜における面接等

8:40 ~	集 合
8:50 ~ 9:00	注 意
9:10 ~ 10:00	作 文
10:20 ~	面 接

**(中学校長の任務)**

14009 中学校長は、第 1016 項に定める期限までに出願の承認を行う。出願を承認した高等学校・学科を変更することはできない。

**(高等学校長の任務)**

14010 高等学校長は、志願者総数を学校内に掲示する。その方法については別途指示する。

14011 高等学校長は、別途指示する方法に従って、3月25日(水)に学力検査問題を受領する。

14012 高等学校長は、学力検査問題等の関係書類等を、入学者選抜事務の開始から合否結果の発表までの間、厳重に保管しなければならない。その際、検査問題等の受領から採点終了までは学力検査問題等保管責任者2名を定める。

**(合否結果の発表等)**

14013 志願者は、合否結果を3月27日(金)14:00以降に、マイページで確認する。なお、合否の結果を発表以前に外部に連絡することは一切しない。

14014 高等学校長は、学力検査についての調査の結果を、別途指示する様式により、4月3日(金)までに高校教育課長に報告する。

**(その他)**

14015 高等学校長は、合格者が募集定員に満たない場合には、所管教育委員会の承認を得て、更に募集を行うことができる。ただし、合格者の決定は、4月末日までに行う。

14016 その他必要な事項については、Iの第1、第2、第3、第4による。

## 第9 通信制課程1次募集

### (実施校)

15001 通信制課程を設置し、入学者選抜を実施する高等学校は、次のとおりとする。

- (1) 県立青雲高等学校 (2) 県立網干高等学校

### (出願資格)

15002 通信制課程1次募集を志願することができる者は、令和8年3月に中学校を卒業する見込みの者並びに学校教育法第57条及び同施行規則第95条に規定する者で、次の条件を満たす者とする。

- (1) 本県の区域内に住所を有する者又はその勤務地が本県の区域内にある者。  
(2) 本県の区域内に居住を予定している者又はその勤務地を本県の区域内に予定している者。

### (出願手続等)

15003 志願者は、第1016項に定める中学校長承認期限までに、出願情報を登録する。中学校は、志願者の調査書情報を登録し、志願先高等学校長が必要とする書類等をシステムに添付する。

15004 中学校長は、中学校長承認期限までに、出願に必要なすべての情報の承認を行う。

### (入学考査料)

15005 入学考査料については、第2007項による。

### (中学校長の任務)

15006 中学校長は、第1016項に定める期限までに、出願の承認を行う。出願を承認した高等学校・学科を変更することはできない。

### (選抜方法)

15007 志願者に対しては面接を実施する。

なお、入学者選抜のための学力検査については、これを行わない。

15008 面接日及び場所については、次のとおりとする。

面接日……3月8日(日)及び3月9日(月)

ただし、協力校においては、3月8日(日)のみとする。

場 所……県立青雲高等学校の志願者は、県立青雲高等学校又は次の協力校のうちいずれか1校

県立柏原高等学校、県立洲本実業高等学校

県立網干高等学校の志願者は、県立網干高等学校又は次の協力校のうちいずれか1校

県立阪神昆陽高等学校、県立西脇北高等学校、県立豊岡高等学校

15009 面接は、面接グループが実施し、その方法及び時間については、高等学校長が決定する。

15010 合否の判定は、調査書情報その他必要な書類等及び面接の結果を資料とし、これらを総合して行う。高等学校長は、決定した合格者をシステムに登録する。

### (合格結果の発表等)

15011 志願者は、合否結果を3月11日(水)14:00以降に、マイページで確認する。なお、合否の結果を発表以前に外部に連絡することは一切しない。

### (その他)

15012 その他必要な事項については、Iの第1、第2、第3、第4による。

## 第10 通信制課程再募集

### (実施校)

16001 第1013項による再募集を行う高等学校は、次のとおりとする。

- (1) 県立青雲高等学校 (2) 県立網干高等学校

### (出願資格)

16002 通信制課程再募集を志願することができる者は、令和8年3月に中学校を卒業する見込みの者並びに学校教育法第57条及び同施行規則第95条に規定する者で、次の条件を満たす者とする。

- (1) 本県の区域内に住所を有する者又はその勤務地が本県の区域内にある者。  
(2) 本県の区域内に居住を予定している者又はその勤務地を本県の区域内に予定している者。

### (出願手続等)

16003 志願者は、第1016項に定める中学校長承認期限までに、出願情報を登録する。中学校は、志願者の調査書情報を登録し、志願先高等学校長が必要とする書類等をシステムに添付する。

16004 中学校長は、中学校長承認期限までに、出願に必要なすべての情報の承認を行う。

### (入学考査料)

16005 入学考査料については、第2007項による。

### (中学校長の任務)

16006 中学校長は、第1016項に定める期限までに、出願の承認を行う。出願を承認した高等学校・学科を変更することはできない。

### (選抜方法)

16007 面接日及び面接の場所は次のとおりとする。

- (1) 面接日……3月25日(水)  
(2) 面接の場所……県立青雲高等学校の志願者は、県立青雲高等学校  
県立網干高等学校の志願者は、県立網干高等学校

16008 面接は、面接グループが実施し、その方法及び時間については、高等学校長が決定する。

16009 合否の判定は、調査書情報その他必要な書類等及び面接の結果を資料とし、これらを総合して行う。

### (合否結果の発表等)

16010 志願者は、合否結果を3月27日(金)14:00以降に、マイページで確認する。なお、合否の結果を発表以前に外部に連絡することは一切しない。

### (その他)

16011 その他必要な事項については、Iの第1、第2、第3、第4による。

## 第11 特別選抜

### (実施学科)

17001 特別選抜は、第7101項表2及び表3の各学科において、第17002項に該当し、受検を希望する志願者がいるときに実施する。

### (受検資格)

17002 特別選抜を志願できる者は、2月選抜において第7101項表2及び表3の学科に出願している者で、検査当日に感染症の罹患やその他やむを得ない理由により、適性検査等を受検できなかった者のうち、特別選抜の受検を希望する者とする。

17003 推薦入学の検査当日に別室等で受検した者は、特別選抜の受検資格を有しない。

17004 特別選抜を受検する場合は、同日に実施する学力検査及び多部制3月選抜Aを受検できない。

### (志願先)

17005 推薦入学で出願した志願先高等学校の学科とする。

### (受検手続)

17006 志願者は、感染症等により、推薦入学を受検することができない場合、志願者又はその保護者は、検査当日の8:30までに、中学校長へ推薦入学の検査を欠席し、特別選抜の受検を希望する旨の連絡をする。なお、事故・事件等により、検査当日の8:30までに連絡できない場合、その状況をできる限りすみやかに中学校長あて連絡をする。

県外からの受検や過年度卒業者等で、中学校長を経由することが困難な場合は、保護者等が推薦入学の検査当日の8:30までに当該高等学校長へ連絡をする。また、事故・事件等により、検査当日の8:30までに連絡できない場合も、できる限りすみやかに当該高等学校長あて連絡をする。

17007 志願者は、中学校長の指示に従い、2月27日(金)12:00までに、出願情報をシステムに登録する。中学校は、次のア及びイをシステムに添付する。

ア 特別選抜願(様式9)

イ 特別選抜に関する事由証明書(様式10)又は診断書等、公的機関が発行する事由に関する証明書

### (中学校長の任務)

17008 中学校長は、志願者から欠席の連絡を受けた後、推薦入学の検査当日の12:00までに、当該高等学校長に電話連絡をする。

17009 中学校長は、志願者の出願情報、特別選抜願(様式9)及び第17007項イの証明書の内容を確認し、システムで承認する。

### (高等学校長の任務)

17010 高等学校長は、中学校出願承認情報等を審査の上、特別選抜の志願者に対し、システムで承認を行う。

### (検査日等)

17011 特別選抜の実施期日は、3月12日(木)とする。ただし、1日で実施することが困難な高等学校においては、高校教育課長と協議の上、翌日に実施することができる。出願手続等の詳細は、別途定める。

17012 特別選抜の時間表は、第12116項で示した時間表と同様である。

### **(合否の判定)**

- 17013 特別選抜を実施した高等学校長は、合否判定委員会を設け、高等学校長が委員長、教頭が副委員長となり、高等学校の教職員の中から校長が任命した委員をもって組織する。
- 17014 合否判定委員会は、当該学科のスクール・ポリシー等に即して、特別選抜の結果及び調査書情報等の諸資料を総合して合否の判定を行う。
- 17015 合格者数は、学科ごとの募集定員の2.5%（40名につき1名）程度までとする。なお、推薦入学の合格者が募集定員に満たない場合は、募集定員の欠員数を加えた範囲内とする。

### **(合格者の決定)**

- 17016 高等学校長は、合否判定委員会の判定に基づいて合格者を決定し、システムに登録する。

### **(合否結果の発表等)**

- 17017 志願者は、合否結果を3月19日（木）10:00以降に、マイページで確認する。なお、合否の結果を発表以前に外部に連絡することは一切しない。

## 第12 追検査

### (実施校)

18001 追検査は、3月選抜の学力検査、多部制3月選抜A及び定時制課程における満20歳以上特例入学者選抜において、第18002項に該当し、受検を希望する志願者がいるときに実施する。

### (受検資格)

18002 追検査を志願できる者は、当該高等学校に出願している者で、学力検査等の検査当日に感染症の罹患やその他やむを得ない理由により、学力検査を受検できなかった者のうち、追検査の受検を希望する者とする。

18003 学力検査等の検査当日に別室で受検をした者は追検査の受検資格を有しない。

18004 追検査を受検する場合は、同日に実施する定時制課程再募集を受検できない。

### (志願先)

18005 追検査の志願先は、単独選抜実施校への出願者は学力検査等で出願した志願先高等学校・学科等、複数志願選抜実施校への出願者は、学力検査で出願した第1志望校とし、追検査では第1志望校のみの単独選抜とする。

### (受検手続)

18006 志願者は、感染症等により、学力検査等を受検することができない場合、志願者又はその保護者が、検査当日の8:30までに、中学校長へ学力検査等を欠席し、追検査の受検を希望する旨の連絡をする。なお、事故・事件等により、検査当日の8:30までに連絡できない場合、その状況をできる限りすみやかに中学校長あて連絡をする。

県外からの受検や過年度卒業者等で、中学校長を経由することが困難な場合は、保護者等が推薦入学の検査当日の8:30までに当該高等学校長へ連絡をする。また、事故・事件等により、検査当日の8:30までに連絡できない場合も、できる限りすみやかに当該高等学校長あて連絡をする。

18007 志願者は、中学校長の指示に従い、3月17日(火)12:00までに、出願情報をシステムに登録する。中学校は、次のア及びイをシステムに添付する。

ア 追検査願(様式11)

イ 追検査に関する事由証明書(様式12)又は診断書等、公的機関が発行する事由に関する証明書

18008 志願者は、追検査当日に、出願した高等学校の受検票を持参する。

### (中学校長の任務)

18009 中学校長は、志願者から欠席の連絡を受けた後、学力検査等の検査当日の12:00までに、当該高等学校長に電話連絡をする。

18010 中学校長は、志願者の出願情報、追検査願(様式11)及び第18007項イの証明書の内容を確認し、システムで承認する。

### (高等学校長の任務)

18011 高等学校長は、中学校出願承認情報等を審査の上、追検査の志願者に対し、システムで承認を行う。

### (検査場所・日程等)

18012 追検査は、各高等学校において実施し、志願者は志願先の高等学校において受検する。

18013 追検査の実施期日は、3月26日(木)とする。

18014 追検査の内容は、学力検査については、国語・数学・社会・理科・英語、定時制課程における満20歳以上特例入学者選抜については、面接及び作文とする。

18015 学力検査及び満20歳以上特例入学者選抜における追検査の時間表は、次のとおりとする。

#### (1) 学力検査

8:40 ~	集 合
8:50 ~ 9:00	注 意
9:10 ~ 10:00	国 語
10:20 ~ 11:10	数 学
11:30 ~ 12:20	社 会
13:10 ~ 14:00	理 科
14:20 ~ 15:10	英 語

※ 英語については、聞き取りテストは含まない。

※ 多部制3月選抜Aの追検査については、3月12日(木)の多部制3月選抜Aと同じ選択教科及び面接を、上記の学力検査と同じ時間表で実施する。

#### (2) 満20歳以上特例入学者選抜

8:40 ~	集 合
8:50 ~ 9:00	注 意
9:10 ~ 10:00	作 文
10:20 ~	面 接

### (合否の判定)

18016 追検査を実施した高等学校長は、合否判定委員会を設け、高等学校長が委員長、教頭が副委員長となり、高等学校の教職員の中から校長が任命した委員をもって組織する。

18017 合否判定委員会は、追検査の結果及び調査書情報等を総合して合否の判定を行う。

18018 追検査による合格者数は、学科ごとの募集定員の2.5%(40名につき1名)程度までとする。なお、学力検査等の合格者が募集定員に満たない場合は、募集定員の欠員数を加えた範囲内とする。

### (合格者の決定)

18019 高等学校長は、合否判定委員会の判定に基づいて合格者を決定し、システムに登録する。

### (合否結果の発表等)

18020 志願者は、合否結果を3月27日(金)14:00以降に、マイページで確認する。なお、合否の結果を発表以前に外部に連絡することは一切しない。

〔参考1〕 評定換算表

- 「国語」、「社会」、「数学」、「理科」、「外国語」（5教科）

評定点	換算点
25	100
24	96
23	92
22	88
21	84
20	80
19	76
18	72
17	68
16	64
15	60
14	56
13	52
12	48
11	44
10	40
9	36
8	32
7	28
6	24
5	20

- 「音楽」、「美術」、「保健体育」、「技術・家庭」（4教科）

評定点	換算点
20	150
19	142.5
18	135
17	127.5
16	120
15	112.5
14	105
13	97.5
12	90
11	82.5
10	75
9	67.5
8	60
7	52.5
6	45
5	37.5
4	30

〔参考2〕 学年学習評定一覧表（様式1）の在籍者等の欄の記入例

	5段階評定をした数 A	5段階評定をしなかった数 B	在籍者数 C = A + B	5段階評定をした後 転入出した数 D	現在籍者数 E = C + D
通常の学級	260名	3名	263名	-1名	262名
特別支援学級	1名	3名	4名	0名	4名
休学その他		1名	1名		1名

- (1) 在籍のまま施設等に入っている生徒の場合は、「休学その他」の欄に記入する。
- (2) 「特別支援学級」、「休学その他」の欄は、通常の学級の外数として記入する。
- (3) D欄は5段階評定をした後の転入出について記入するもので、転入者数に「+」、転出者数に「-」をつけて記入する。

〔参考3〕 入学者選抜に関する問い合わせ先

1 入学志願承認申請書及び特別出願許可申請書について

県教育委員会事務局 学事課	〒658-0081 神戸市東灘区田中町5丁目3番23号 電話 078-341-7711 内線 76471、76473
志願先高等学校	—

2 調査書情報、学年学習評定一覧表等について

所 管 教 育 事 務 所	阪神教育事務所 教育振興課	〒662-0854 西宮市櫛塚町2番28号 電話 0798-39-6153
	播磨東教育事務所 教育振興課	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97番地の1 電話 079-421-9317
	播磨西教育事務所 教育振興課	〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地 電話 079-281-9585
	但馬教育事務所 教育振興課	〒668-0025 豊岡市幸町7番11号 電話 0796-26-3774
	丹波教育事務所 教育振興課	〒669-2341 丹波篠山市郡家451番地2 電話 079-552-7486
	淡路教育事務所 教育振興課	〒656-0021 洲本市塩屋2丁目4番5号 電話 0799-26-3205
神戸市教育委員会	学びの推進課	〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目3-3 電話 078-984-0715
県教育委員会事務局	高校教育課	〒658-0081 神戸市東灘区田中町5丁目3番23号 電話 078-341-7711 内線 76576、76577

【参考4】令和8年度兵庫県公立高等学校出願手続等に関する期限等の一覧表

1 推薦入学及び特色選抜等に関するもの

事項	項目	期限等	作成者又は 発行者	提出先又は通知先
各高等学校募集要項		令和7年11月7日(金)	各高等学校長	高校教育課長
県外、県内からの入学 志願承認申請の手続		1月30日(金)17:00まで	志願者	当該高等学校長
出願に関する 中学校長の承認		2月5日(木)12:00まで	志願者 各中学校長	当該高等学校長
調査書情報登録 推薦書情報登録		2月5日(木)12:00まで	各中学校長	当該高等学校長
志願者数掲示		別途定める	各高等学校長	高校教育課長
面接・適性検査等		2月16日(月) ※一部の学科は2月17日(火)も (備考参照)		
合否結果の発表		2月20日(金)14:00 (備考参照)	各高等学校長	志願者 当該中学校長
調査報告		2月27日(金)	各高等学校長	高校教育課長
学年学習評定一覧表の情報登録		3月4日(水)17:00まで	各中学校長	高校教育課長

備考 2月17日(火)に面接・適性検査等を実施する学科等の一覧

学校	学科等	面接・適性検査等	合否結果の発表
県立西宮高等学校	音楽	2月16日(月)・17日(火)	2月20日(金)14:00
県立宝塚北高等学校	演劇	2月17日(火)	

## 2 学力検査に関するもの

事項	項目	期限等	作成者又は 発行者	提出先又は通知先
各高等学校募集要項		令和7年11月7日(金)	各高等学校長	高校教育課長
県外、県内からの入学 志願承認申請の手続		2月25日(水) 12:00まで	志願者	当該高等学校長
特別出願許可申請の手続 (入学志願承認済の者は不要)		3月4日(水) 12:00まで	志願者	県教委学事課長
出願に関する 中学校長の承認		2月27日(金) 12:00まで 特別出願の場合 3月4日(水) 17:00まで	志願者 各中学校長	当該高等学校長
志願変更中学校長承認		3月4日(水) 12:00まで	各中学校長	当該高等学校長
志願者数掲示		別途定める	各高等学校長	高校教育課長
調査書情報登録		2月27日(金) 12:00まで	各中学校長	当該高等学校長
学年学習評定一覧表の情報登録		3月4日(水) 17:00まで	各中学校長	高校教育課長
問題受領		3月11日(水)		各高等学校長
学力検査		3月12日(木)		
合否結果の発表		3月19日(木) 10:00	各高等学校長	志願者 当該中学校長
調査報告		3月24日(火)	各高等学校長	高校教育課長

### ※ 定時制課程再募集の日程

出願に関する中学校長の承認期限	3月23日(月) 17:00まで
志願変更中学校長承認期限	3月24日(火) 17:00まで
学力検査	3月26日(木)
合否結果の発表	3月27日(金) 14:00

令和8年度 兵庫県公立高等学校入学者選抜の主な日程

2月選抜に関するもの	月 日 等	3月選抜に関するもの
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">各高等学校募集要項</div> 県外・県内からの入学志願承認申請の手続 ※システムで行う	11月7日（金） ↑ 12月15日（月）16:00 ~ 2月25日（水）12:00 （推薦入学及び特色選抜は） ↓ 1月30日（金）17:00まで  提出先 県教育委員会学事課 ↑ 2月25日（水）12:00から ↓ 3月4日（水）12:00まで	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">各高等学校募集要項</div> 県外・県内からの入学志願承認申請の手続 ※システムで行う  特別出願許可申請の手続 ※システムで行う
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">中学校長承認期限</div> 外国人生徒にかかわる特別枠選抜のみ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">志願変更中学校長承認期限</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">面接・適性検査等</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">合否結果発表日時</div>	↓ 2月5日（木）12:00まで  2月9日（月）12:00まで  ↓ 2月16日（月） ※一部の学科は2月17日（火）  2月20日（金）14:00	
	↓ 2月27日（金）12:00まで ↓ 3月4日（水）12:00まで  3月12日（木）  3月19日（木）10:00	学力検査・多部制3月選抜A <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">中学校長承認期限</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">志願変更中学校長承認期限</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">学 力 検 査</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">合 否 結 果 発 表 日 時</div>
	↓ 2月27日（金）12:00まで  3月8日（日） 3月9日（月）  3月11日（水）14:00	通信制課程1次募集 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">中学校長承認期限</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">面 接</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">合 否 結 果 発 表 日 時</div>
	↓ 3月23日（月）17:00まで  3月25日（水）  3月27日（金）14:00	通信制課程再募集 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">中学校長承認期限</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">面 接</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">合 否 結 果 発 表 日 時</div>
	↓ 3月23日（月）17:00まで ↓ 3月24日（火）17:00まで  3月26日（木）  3月27日（金）14:00	定時制課程再募集 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">中学校長承認期限</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">志願変更中学校長承認期限</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">学 力 検 査</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">合 否 結 果 発 表 日 時</div>

多部制（3月選抜B、8月選抜）については、当該高等学校の募集要項を参照してください。